

戰術入門
訓練要項

784.3-D25-2ウ



1200500752828

784.3

25

2⑦

● 財團法人
大日本體育會



始



784.3

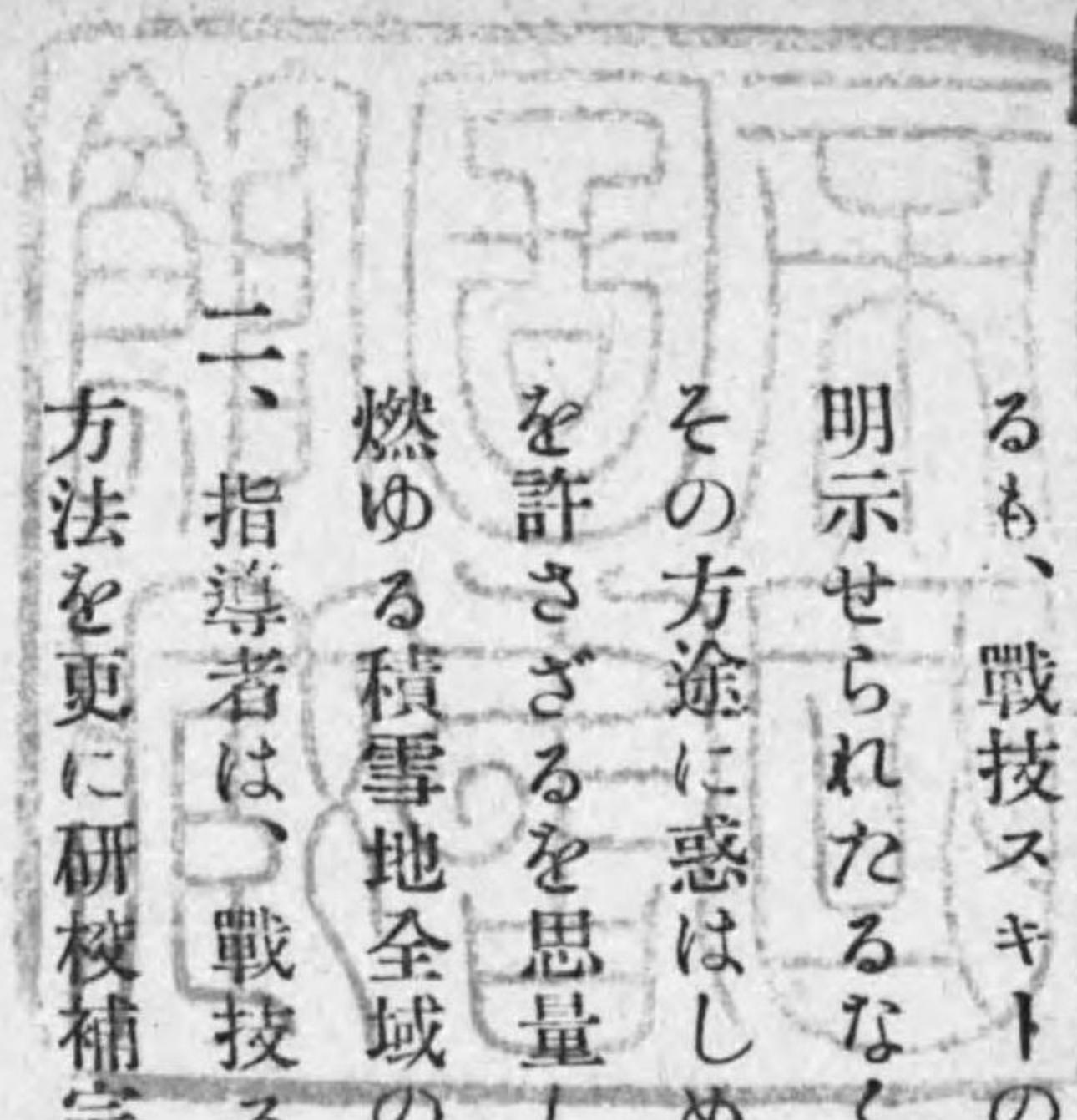
D 25

2 ⑦

一、本書は忽忽の間に稿せるものにして、檢覈推敲の餘地尠しとせざるも、戦技スキートの本旨未だ徹底せず、錬成の要目、訓練の方法亦明示せられたるなく、スキー翼賛を思念する青少年をして、徒らにその方途に惑はしめおく現状に鑑み、且つ時局は之れが印行の遷延を許さざるを思量し、敢へて梓に上せ、國防の要員たらんの熱意に燃ゆる積雪地全域の青少年諸君の伴侶たらしめんとせり。

二、指導者は、戦技スキートの意義並に目的を確把し、本書の示す訓練方法を更に研校補完し、以て本書印行の主旨に徹せん事を冀念して已ます。

殊に生産に錬武究學に寧日なき青少年をして、如何にして戦技スキ



982
41

戦技スキー訓練要項目次

總則	一
第一部 雪上教練	一四
通則	一四
第一章 各個教練	一五
第一節 基本	一五
要則	一六
第一款 敬禮	一六
第二款 不動の姿勢	二三
第三款 負銃・立銃	二四
第四款 折敷・伏臥	二六

二

一の使命を果さしめ、以て北疆の牢固なる皇楯たらしむるかは、一つに指導者の熱意と創意工夫とに俟つなきを得ず。冀くは、皇軍スキー戦闘史の燦たる第一頁を、積雪地現青少年をして飾らしめん事を。

昭和十八年十一月三日

戦技スキー審議委員會

第二節 戰 闘 二七

第一款 射撃姿勢・發進停止 二七

第二款 地物利用 三三

第三款 匍 匐 三四

第四款 投 擲 三五

第五款 銃劍術 三七

第六款 突 擊 三九

第七款 格 闘 四一

第二章 部隊教練 四四

第一節 密 集 四四

要 則 四四

第一款 隊 形 四五

第二款 方向變換 五〇

第三款 隊形變換 五三

第四款 行進・停止 五五

第五款 集合・解散 五五

第二節 戰 闘 五八

要 則 五八

第一款 分隊の散開 五九

第二款 散開隊形の前進停止 六三

第三款 情況下に行ふ分、小隊戰闘教練 六四

第二部 冬季戰闘素力鍊成 六六

通 則 六六

第一章 不整地行動 六七

要 則 六七

第一節 錯雜地通過 六八

第二節 水流通過 七〇

第二章 吹雪、濃霧中の行動 七三

要則 七三

第一節 方向維持、連絡保持 七三

第二節 耐力鍛錬 七五

第三章 夜間の行動 七六

要則 七六

第一節 音響防止 七九

第二節 視覚、聴覚 八〇

第三節 目測、聴測 八三

第四節 方向維持 八六

第五節 行動 八八

第四章 行軍 九〇

要則 九〇

第一節 初階程訓練 九二

第二節 中階程訓練 九五

第三節 上階程訓練 九九

第五章 宿 營 一〇三

要則 一〇三

第一節 露營地の選定 一〇三

第二節 雪洞とその他の配置 一〇四

第三節 施設作業 一〇四

第四節 飯盒炊事 一〇九

第五節 露營訓練 一一五

第一款 設 營 一一五

第二款 露營の諸勤務及起居 一二七

第三款 施設撤収 一二九

第六章 作業

第一節 橇の曳行

要旨

第一款 曳行人員の配置

第二款 曳行上の心得

第三款 訓練

第二節 標の使用法、氷雪上の技術、綱の使用法

第一款 標の使用法

第二款 氷雪上の技術

第三款 綱の使用法

第三節 綱による登降

第四節 散兵壕の構築

第五節 作業用具の使用法等

第七章 競技

一九

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

通則

第一節 種目の選定

第二節 計畫、實施

第三節 選手的心得

競技スキー訓練進取表

附録

第一、雪崩

一、發生の源因

二、種類

三、發生し易き時及場所

四、危険區域の通過

五、雪崩に襲はれたる場合の所置

一四六對向

一四五

一四三

一四三

一四三

一四三

一四三

一四三

一四三

六、救出法	一五三
第二、作業の参考	一五四
一、作業指導上の注意	一五四
二、圓匙(シヤベル)の使用法	一五五
三、十字鋏及鶴嘴の使用法	一五六
四、鋸の使用法	一五九
五、樹木伐採法	一六一
六、結網法	一六三

戦技スキー訓練要項

總則

一 戦技スキーは基礎スキーを完修せるものをして、軍隊スキーを直ちに課し得るに至らしむる階程訓練スキーにして、軍隊スキー礎力の高度錬成を目的とする。軍隊スキーとは雪上戦闘百般の要求に應へ得る軍隊の行ふ綜合演練スキーを謂ふ。

二 戦技スキーは本來教練の分化訓練にして戦闘を基準とするものなるを以て、教練の精神を離れては何等の價値なきものなり。故に精神要素の涵養を重視し特に規律節制を重んじ、軍紀に慣熟せしむること肝要なり。之が爲め常に統制を厳正ならしめ、指導者は自律自戒、率先陣頭に立ちてその任務を完遂し、訓

練生は絶対服従の至誠を致すべし。

三 戦技スキー訓練に方りては、常に極寒風烈の戦場を想起し、凡ゆる苦艱缺乏を耐忍し、黙々任務を完遂するの強烈なる意力の錬成に努め、敵撃滅の烈々たる氣魄を振起せざるべからず。故に訓練は厳正、果敢、力行、以て其目的達成を期すべし。

四 戦技スキーの訓練は雪上戦闘の諸素力の錬成に重點を置く。

歩兵操典の制式方則を雪上に於て實施せんには、先づ酷寒と氷雪とを完全に克服するを要す。之れが爲めには不屈の精神力、靱強なる體力、優秀にして安全確實なるスキー技術を要す。而して之れが錬成は一朝一夕にしてよく遂げ得るものにあらず、易より難に階程を踏み漸進的に長期に亙つて不斷の努力を續けざるべからず。實に雪上に於ける、戦闘必須の諸技は此の高度錬成の上に初めてその闘力を發揮し得るものなる事を銘肝すべし。

五 戦技スキーは訓練の爲め左の三階程を設定す。

初階程 自十五、六歳至十七、八歳

中等學校第三—第五學年

青年學校本科第一—第四學年

中階程 十九歳前後

高等、專門學校程度

青年學校第五學年及卒業後第一年

上階程 廿歳前後

大學程度

徴兵適齡直前の一、二年

六 我國の積雪期は甚短く且つ又訓練に當て得る時日も極めて僅少なるを以て、戦技スキーの訓練課目は、積雪期以外にても演練し得るものは一切略き、雪上ならではなし得ざるものに限るを要す。

一季節に於ける訓練期間の僅少となるは、諸種の實情により已むを得ざる所な

れど、本訓練の重要性に鑑み、可及的多くの時日を求めて之れに當つるは指導者の責務たるべし。

尙ほ積雪季外の各般の精神力、體力の諸鍊成は、戦技スキー強化に資する事甚大なるを以て之れが精進を怠るべからず。

七 戦技スキーは輕装して個人の技を競ふものにあらず。重量物を負荷せる部隊構成員としてのスキーなるを以て、その一轉倒すら直ちに部隊行動を支障するを想ひ、安全確實なる技術の練磨に努むるを要す。殊に重量物を負荷せる場合の轉倒は、心身を極度に疲勞せしめ、轉倒頻發を招き、鬪力を著しく低下せしむるを以て、轉倒を絶対に避くる事に深く留意するを要す。

八 戦技スキーは安全確實なる技術を要するは勿論なれど之れに終始すべきにあらず。不安定不確實に流れざる限り漸次速度を要求し、最後にはスキーの性能を充分に發揮して敏速に行動し得るに至らしむべきものなり。又スキーの着脱集合解散等訓練期中一切の行動は、敏速を極度に要求するを要す。

九、指導者

- 1、戦技スキーの指導者は、戦技スキーの意義、重要性を眞に認め、強烈なる責任感を把持し、優秀なる技術を有すると共に、如何なる困難をも求めて克服するの熾烈なる意力と、之れに耐へ克つ靱強なる體力とを具ふるを要す。
- 2、戦技スキーに於ては、徳性の鍊成指導を重視するを要す。之れが爲めには訓練全期に互つて禮の生活に浸らしめ、且軍紀の眞義を自ら感得せしむる如く指導するを要す。
- 3、戦技スキーの指導は常に陣頭に立ち率先垂範するを以て本則とす。此れが爲めには戦技スキーの凡ゆる課目を躬ら實習體得し、確信を以て示範に當るを要す。
- 4、戦技スキーの指導は凡て號令命令を以てすべし。號令命令は堅確なる決意嚴肅なる態度を以て下すべし。號令は訓練生の總念を指導者の根基をなすものなり。故に豫令は訓練生の總念を指導者

の企圖に蒐むる事を意識して明瞭に長く唱へ、その完蒐せる機を捉へて、斷乎死地に飛び込ましむるの氣魄を籠め、短結に發唱するを要す。

號令の巧拙は指揮に至大の影響を及ぼすを以て、指導者は自ら之れが熟達に努むると共に、訓練生の指揮能力培養の爲め、號令調聲を隨時行はしむるを要す。

命令は勉めて號令詞を用ふるものとす。

雪上に於ては號令命令の徹底を補足する爲め記號を用ふる場合特に多し。故に記號による指揮を練磨熟達するを要す。記號の標準を左に示す。

- 前進 片杖を高く上げ次いで之れを進むべき方向に伸ばす
- 停止 片杖を高く上げ直ちに下す
- 驅歩 前進の記號を迅速に數回連続す
- 散開又は疎開 兩杖を左右に肩の高さに上ぐ
- 了解 片杖を高く上ぐ

- 5、戦技スキーは體力の消耗甚しきを以て、指導者は常に訓練生の一員々々につき健康、衛生、休眠、食餌等の實情を仔細に觀察し、之れが養護には細心配意を怠るべからず。
- 又慈念と悦服との交流なくして指導は成り得ざるを想ひ、統制を嚴正ならしむると共に、慈育の念を常に把持するを要す。
- 6、指導者は凍傷及危害防止に關しては周到萬全の處置を怠るべからず。

十、訓練計畫

訓練の計畫は周密精到なるを要す。

戦技スキーの訓練は、その特性上多くの時間數と廣域の訓練場とを要するのみならず、勢ひ訓練熾烈となるべきを以て、訓練生の程度及その職域の實情等を充分考慮に入れ、訓練場の選定並に現地踏査、課目時間の細密なる配列配當、助教助手の選定並に任務附與、訓練所要資材の準備、宿舍の選定等萬遺漏なきを要す。

- 1、**訓練生の程度** 現在に於ては學校、職域、青少年團等に於て、問審によつてスキー技術、體力の程度を概知し、年齢を考へつゝ何れの階程に編入すべきかを決定するの外なき實情にあり。
- 2、**訓練生の職域** 職域の實情を精察し、本訓練に割き得る時日の範圍内に於て、如何に訓練を徹底せしむるかを工夫企畫するを要す。然れども僅少の時日を以てしては、全課目の鍊成は不可能なるを以て、訓練に必要な最少限度の時日の獲得には百方努むるを要す。
- 3、**訓練場及宿舍の選定** 戦技スキーはその課目に鑑み、地形變化に富み地物錯雜せる廣域なる訓練場を要す。宿舍と訓練場との關係位置は、訓練に至大の影響を及ぼすを以て、なるべく訓練場に近接して宿舍を選定するを要す。計畫概定せば必らず計畫者自ら現地を踏査し、豫めなせる計畫の適否を再檢し、現地に即して所要の修正を加ふるを要す。宿舍には必らず乾燥室を施設し、尙ほ全員を收容し得る廣室あるを要す。

- 4、**課目と時間の配列配當** は精細なるを要す。往々課目時間の細定は實施を不可能乃至不正確ならしむとの説をなすものあり。固より氣象其の他の事情により、豫定變更の已むなきに至る事なしとせざるも、凡ゆる事情を參酌してなせる精到細密なる計畫の立案者にして、初めて臨機適宜の變更をなし得るものなり。計畫を概定に止めんとするものは、概して立案杜撰に流れ、終に期間内に全課目の鍊成を了し得ざるに至る事多きを銘記するを要す。
- 5、**助教助手** 訓練生の多寡により異なるも、多くの場合助教助手を必要とす。之れが選定に方つては、單にスキー技の巧拙にのみ捉はるゝ事なく、訓練生の信望あり、指導意力及び體力の秀れたる者なる事に着意するを要す。助教助手もし訓練生と同僚なる場合に於ては、特に指導助手たるの威權を嚴に持せしめ、訓練生亦絶對之れが命に服し、進んでその掌握下に入るを習性たらしむるが如く指導するを要す。斯くする事は又、全訓練生の指揮能力培養に資する事大なるものなり。然らざれば訓練の實績を擧げ得ざるのみならず。

統制紊亂の素因をなす事に深く留意するを要す。

助教助手に對しては訓練期前に訓練計畫及各課目の訓練要領を詳細に説明し更に現地につき指導者の意圖を完全に理解せしめおくを要す。又訓練期内に於ては、翌日の訓練課目實施に方つての任務を與へ、更に各課目訓練實施直前に所要の着眼、指導要領を簡單に指示するを要す。

6、**所要資材** 橋、樑、綱、圓匙、斧等の訓練所要資材は、訓練期前必らず整備しておくを要す。就中綱は強度を充分検査しておくを要す。

十一 訓練實施

1、實施に當りては教練の分化訓練なる事を常に想起し且つ寸時も在戰場感を逸する事なく、峻厳且つ烈々たる氣魄を以て鍊成に當るを要す。

2、訓練の實施は勉めて日程計畫表に憑據すべきは勿論なれども、豫期せざる事情の變化に臨み、徒らに計畫表に膠著するは、訓練を形式化し充實せる鍊成を遂げ得ざるに至るべし。

指導者は常に訓練生の情態及訓練の現實の進度を觀察し、又豫期せざる氣象その他事象の生起に當面し、必要と認めたる場合は、機を逸せず實情に即する如く計畫を変更實施するを要す。然れどもその變更を全期間に及ぼし無計畫状態に陥らしめ、或は全課目の完全實施に支障を來たさしむる事は嚴に戒めざるべからず。

3、訓練期間、無爲の行動は一切避くるを要す。例へば宿舍と訓練場との往復の如きも必らず何等かの訓練を實施するを要す。

4、合宿訓練の場合、宿舍は修練道場にして、單なる休養場と解すべきにあらず。禮と秩序とを重んじ且つ責務實踐等の「行」により、精神的諸要素を陶冶し、軍紀的生活に慣熟せしめ、訓練と相俟つて皇軍の要員たらしむべき資質の向上を企圖すべし。

起居、諸勤務は軍隊内務令に準じて規定し實施すべきものとす。

十二 戦技スキ―は諸種の事情により、訓練要目に對して訓練期間過少なるを以

て、期間中勢ひ訓練強度となるは已むを得ざる所なり。故に訓練開始前、呼吸器、心臓、腎臓、ビタミン缺乏（脚氣等）及神経系統等の疾患保有者に對しては、充分検査を行ひ、訓練不適と認めたるものは除外するを要す。

訓練期間中は榮養休眠に關しては充分留意するを要す。然れどもその不足に耐忍せしむるを目的とする訓練は、重要な鍊成要目なる事を忘るべからず。又凍傷豫防及發症後の處置につき遺漏なきを期すべし。然れども寒烈に耐へしむる鍛鍊は、是れ亦戰技スキー訓練の重要目なる事を忘るべからず。

その他衛生に關しては「戰技スキー讀本」スキー醫事欄を熟讀するを要す。

十三 戰技スキーの裝備は、訓練に堪ふる服裝を整へ、必らず負荷し、長さ一米八十五糎のスキーを用ふるものとす。負荷量は訓練生の技術體力の程度及訓練の目的により増減するものとす。又長身者は長さ一米九十五糎のスキーを用ふる事を得。

戰技スキーに於て裝備上特に準備すべきは、スキー帽、防風衣、雪眼鏡、手袋

二組、靴下三組、手拭二本、アザラシ（或は繩）、塗臘、ルックザック、戰技スキー訓練要項、手帳、鉛筆にして、其他は基礎スキーに準ず。

十四 戰技スキー訓練實施に方つては、歩兵操典、作戰要務令、軍隊内務令及スキー部會編「基礎スキー」を參考すべし。

第一部 雪上教練

通 則

一 戰技スキーに於ける教練の目的は、雪上並にスキー装着の爲め所要の變改を加へたる典範令制式の諸項目を演練し、その精神を徹底せしむるにあり。雪上教練と雖も典範令に準據すべきは謂ふを俟たざるなり。然れどもその全般に互つて實施するは短少期日の能く遂げ得る所にあらず。故に雪上に於てはスキー装着等の特殊事情に基き變改の已むなきに至りたる制式の演練に限るを要す。

二 戰技スキーに於ける教練は、その課目の寡少なるに拘はらず、之れに當て得る時間亦僅少なるを以て、指導者は特に計畫せる訓練時間以外に於ても、訓練

全期に互つて之れが嚴正なる實施を督勵するを要す。教練の精神は茲に初めて徹底すべきものなる事を深く銘すべし。

三 號令命令は訓練上特に定めたるもの以外は典範令に準據すべし。

四 雪上並にスキー装着等の條件を附加せる場合の各課目の要點並に着眼點を豫め研究しおき、實施に當つては迅速適確なる指摘矯正によつて速かに要點を會得せしむるを要す。

五 短時間に最大の効率を擧ぐる爲め、教練實施隊形の工夫選擇は極めて重要なり。助教助手訓練生の數及程度を考へ、指導、監督に便、且つ訓練生各員をして可及的多くの回數を實施せしめ得る如き隊形を採用するを要す。

第一章 各個教練

第一節 基 本

要 則

- 一 基本各個教練は、軍人精神を鍛へ軍紀を練り部隊教練の基礎を確立する爲め戦技スキーに於ても之れを重視すべきは謂ふを俟たざるなり。然れども其の大半は基礎スキーに於て既に教課しあるのみならず、積雪季外に於て充分演練しあるを以て、積雪期並訓練期の僅少なる實情に鑑み、戦技スキーに於ては雪上、スキー装着の特殊事情及本訓練上特に必要とする課目に限りて教課するものとす。
- 二 戦技スキーに於ける基本各個教練の教課目及その訓練時間は甚尠きを以て、その爲めに特に設けたる訓練時間外に於ても、訓練全期に互つて嚴正なる實施を督勵する事特に緊要なり。

第一款 禮 式

要 旨

- 一 禮儀の存する處軍紀自ら振作し、軍紀の存する處禮式の服行必ず嚴正なり。故に上下を問はず、時と所とを論ぜず、禮式の本義に透徹し、行住坐臥苟くも之に戻ることあるべからず。
- 二 訓練期間中の階級は指導主任者、指導者、助手、被鍊成員の順位とす。
- 三 訓練期間中は指導主任者を教官主事、指導者を教官、助手を上下に分ち助教及助手、被鍊成員を訓練生と呼稱す。
- 四 上級者に對しては敬禮を行ひ、上級者は之れに答禮し、同級者は互に敬禮を行ふものとす。訓練關係者視察の爲め臨場せる時は、其資格に相等する敬禮を行ふものとす。敬禮は通常受禮者の答禮を終るを待ち舊姿勢に復するものとす。
- 五 夜間等階級の識別困難の場合は、先後を論ぜず互に敬禮を行ふものとす。

單獨の場合の敬禮

- 一 室内に於ては脱帽するを本則とす。
帽は右手にてその庇を摘み、腕を伸ばし、帽の内部を右股に接する如く持つものとする。敬禮は受禮者に面しその眼に注目したる後、頭を正しく上體の方向に保ちたる儘體の上部を約十五度前に傾け、然る後舊姿勢に復す。
- 二 室外に於ては、停止間は舉手注目の敬禮を行ふ。但しスキーを着装し立銃の姿勢にある場合は、行動間の敬禮に準ずるものとする。
舉手注目の敬禮は、右杖を左杖と共に左手に持ち換へ、姿勢を正し、右手を舉げ其の指を接して伸ばし、食指と中指とを帽の庇の右側に當て、掌を稍外方に向け、肩の方向にて略々其高さに齊しくし、頭を向けて受禮者の眼に注目す。
- 三 行動間に於ては現在の速度の儘、上體を室内の敬禮に準じて前に傾け、頭を向けて受禮者に注目す。但危険の恐れある時は略する事を得。
- 四 教官、教官主事或は之れに相當する訓練關係者が、訓練生の居室其他多數集合せる場所に來場（若くは其の傍を過ぐる）場合は、最初認めたる者「敬禮」

- と呼び、全員起立して敬禮を行ひ、受禮者の許可ありたる後（若くは答禮を終りたる後）各々其の業務に服するものとする。教官等既に其の場所にありたる場合、之れより上級者若くはそれに相當する訓練關係者來り或は傍を過ぐるにあらざれば「敬禮」と呼ばざるものとする。
又就寢時刻後は「敬禮」と呼ばず、離床者のみ敬禮を行ふものとする。睡眠しあらざるものは、臥床の儘受禮者に注目し敬意を表するものとする。
右の來場者の去る時も右に準じて敬禮を行ふ。
- 五 上級者の室に入る時は、扉を軽く叩き應諾の聲を聞きたる後室内に入り、上級者に面し、入口に近き所にて敬禮を行ふものとする。退室の場合も之に準ず。
右の場合二人以上同行する時は通常全部室内に入りたる後同様に敬禮を行ふを例とす。
- 六 上級者と對談の時は、姿勢を正すべし。

部隊の敬禮

- 一 宮城遙拜等廉ある場合の敬禮は防風頭巾を脱がしむるものとす。
- 二 停止間に於ては、指揮者は隊伍を整へ不動の姿勢をとらしめたる後左の號令を下す。

頭カハラ 右（左）（央）

指揮者は受禮者若くは敬禮すべきもの（又はその方向）に舉手注目カハラの敬禮を行ひ、訓練生は頭を敬禮を受くべきもの（又はその方向）に向け、受禮者の眼若くは敬禮すべきもの（又はその方向）に注目す。但頭と眼との方向は一致し、頭右（左）の方向は約四十五度を度とす。又敬禮を受くべきもの移動する時は目迎目送するものとす。その場合目と頭とは常に一致するを要す。正面に復せしむるには左の號令を下す。

直レ

- 三 行動間に敬禮を行ふには、「氣ヲ付ケ」の號令を下して訓練生の姿勢を正し、

「頭右（左）」の號令を下し、指揮者は單獨の場合の敬禮をなし、訓練生は頭を右（左）に向け受禮者の眼若くは敬禮すべきもの方向に注目す。敬禮を終れば「直レ」の號令により正面に、「休メ」の號令により途歩に復せしむ。

- 四 助教助手に對しては指揮者のみ敬禮を行ふ。

- 五 教官以上に相當する訓練關係者以外の訓練本部員に對しては、指揮者のみ敬禮を行ふ。

- 六 部隊に對しては、其指揮者の下級なるものより敬禮を行ふ。部隊に對する敬禮は受禮部隊の指揮者の眼に注目す。

訓練中の敬禮

- 一 教官主事若くはそれ以上の訓練直接關係者、査閲若くは視察の爲め特に訓練實施場に臨場したる時は、教官は「氣ヲ付ケ」を令し訓練を中止し、速かに臨場者の位置に至りて敬禮を行ひ、訓練の次第を陳べ、別命なき時は再び訓練を

始むるものとす。
臨場者訓練實施場を去るに際しては以上に準じ教官は其の位置にて敬禮を行ふものとす。

第二款 不動の姿勢

- 一 軍人基本の姿勢なり。單なる不動の形態にあらず、無念無想なるにあらず。
内 天皇奉仕の一念に凝り、敵撃滅の烈々たる氣魄に充ち、外嚴肅端正、皇楯たるの威を具へ、且つ下令即應の氣勢溢るべきものなり。
- 二 不動の姿勢を取らしむるには左の號令を下す
氣ヲ付ケ
兩スキーを平行にし間隔約十糎に保ち、杖は握りて腕關節を軽く體に接し足尖の外側に樹て、兩膝は凝らずに伸ばし、上體を正しく腰の上に落著け、背を伸直し少しく前に傾け、兩肩を稍々後に引き、口を閉じ、眼を正しく開き前方を直視す。銃は通常負へ銃をなす。



但し斜面に於ける不動の姿勢は、最大傾斜線に對して直角方向に向けて取らしむるものとす。此の場合兩スキーは山側に角附をなし、山側の膝は傾斜に應じて稍々屈げ、腕關節の位置は左右多少上下するものとす。

〔注意〕

- 1、戦技スキーに於ては、負荷を原則とするが故に、重量物を負荷せる場合、過

- 度に前屈となり、本姿勢の眞姿を失ひ、又反り過ぎて安定を失ふもの多し。
 重點は常に足指の付け根に落す如く保つを要す。
 2、被服、装具の装着は常に正し、指導者亦嚴に點檢するを要す。
 三 休憩せしむるには左の號令を下す。

休メ

兩足の位置は其儘とし、平坦地に於ては杖を前方に、傾斜地に於ては谷側に突き、膝其他身體の緊張を解く。
 但し要すれば杖に體重を托す。

第三款 負銃・立銃

- 一 戦技スキーに於ては銃は負銃をなすを原則とす。執銃訓練の爲め出場する時は銃は負ひ居るものとす。
 二 負銃を爲さしむるには左の號令を下す。

負へ銃

負銃を爲すには杖を兩側又は一側に樹てたる後、右手にて銃を上げ、左手にて上帶の下を握り、更に右手にて照尺の下を握り、左手を放ち銃を頭の上へ上げつゝ左手にて負革を持ち、頭及右手を銃と負革との間に通して之を負ひ、右手にて負革の位置を正し、杖を取りて姿勢を正す。

- 三 立銃を爲さしむるには左の號令を下す。
 立テ銃

立銃を爲すには、杖を兩側又は一側に樹てたる後、右手にて後ろより床尾を握り之れを前に引き、概ぬ負銃と反對順序に行ふ。

- 四 伏射姿勢の儘銃を下すには、左手にて負革の中央より下を握りて前に引き、右肘を負革と銃との間より後ろに抜き、右手にて銃把を上より握り左手にて上帶部を下より握りて銃を上げ、頭を下げて前へ下し、射撃の構へをなす。

- 五 負荷の爲め已むを得ざる時は、教官又は指揮者の許可を得て、肩銃若くは負

囊に銃床を納めて負ふことを得。

1、肩へ銃を爲すには、杖を兩側又は一側に樹てたる後、左手にて上帯の下を握りて銃を上げつゝ左肩に近づけ、右手にて負革の上部を持ち、左手を放ちて銃と負革との間に通し、銃身を後ろにして負革を左肩に懸け、右手は負革を握りたる儘左手を伸して銃床を左股の外側迄後ろに押し、右手は負革の位置を正しつゝ放し、杖を取りて姿勢を正す。

肩銃より立銃を爲すには、肩銃と概ね反對順序に行ふ。

2、負囊に銃床を納むるには、負囊の中心軸に一致する如く槓桿を外方に向けて銃床を深く納め、負囊口の縮紐を以て照尺の下くは木被部を一巻したる後緊縛す。

第四款 折敷・伏臥

一 折敷（伏臥）をなさしむるには左の號令を下す。

折敷（伏セ）

折敷は膝姿に準じ、彈藥盒を左右に開く事なく、杖は握りたる儘、雪輪を體に接して後方に遣り、兩手を兩股の上におく。

伏臥は、半右向をなし、左杖にて支へつゝ體を俯く如く捻りて前方に倒し、兩手は杖を握りたる儘胸の前にて組合せ、兩肘を雪に著く。杖は兩腋下を通し、體に接して兩側におく。

折敷（伏臥）より起たしむるには「起テ」の號令を下す。杖にて體重を支へつゝ起ち、不動の姿勢を取る。

折敷（伏臥）より行進を起すには、豫令にて起ち動令にて發進す。

二 折敷伏臥の動作は敏速且撞著を起す事なく實施せしめ得れば可なり。

第二節 戰 鬪

第一款 射撃姿勢・發進停止

射撃教育は、精密且つ長期を要するものにして、戦技スキー訓練の如き短期日を以てしては何等の效を收め得ず却つて教育を破壊する恐れあるのみならず、スキー装着の故に操典制式を變改すべき動作は、射撃の基礎たるべき射撃姿勢のみなるを以て、戦技スキーに於てはスキーを装せる場合の特殊姿勢を堅確にとらしむる演練に止むるを要す。

射撃姿勢

1、伏射の姿勢

目標に正對したる後右スキーを約六十度に踏み開き、體を兩スキーの中間に在らしむる如く杖を前方に倒しつゝ伏臥し、雪輪を利用して肘を之れに托し銃を構ふ。

2、膝射の姿勢を取るには、半右向を爲し、右スキーを約半歩開き、十分膝を屈げ、臀を右スキーの外側に下ろす。状況に依り臀部を雪上に下ろすことな
く行ふことあり。此の際杖の手革を相互に通して立て、銃を依托するを利と



することあり。

但し杖に銃を依托する場合に
は、先づ堅確なる姿勢を取り
据銃に方つては、左前臂を以
て完全に銃を支撐し、右手に
て側面より正しく銃把を握り
床尾飯を右肩の凹部に十分壓
著し、兩杖の手革を組み合せ
る部分には、單に銃の動搖を
軽く支ふる程度に托すべきも
のなり。従つて手革の高さに
姿勢を支配せらるる事なく、

最も堅確なる姿勢に應ずる如く、手革の高さを修正するを要す。

立射の姿勢を取るには、右足を稍々大きく踏み開きスキーの後端を交又せざる如く

す。此の際杖は豫め適宜の位置に置く。

4、逆射姿勢を取るには、膝射に準じて行ふ。

〔注意〕

1、射撃姿勢の演練は、膝射伏射姿勢に重點を置くものとす。

2、立射姿勢は右足の開き方及重點の落し方を教ふる程度にて可なり。



3、逆射姿勢は要領を會得せしむれば可なり。

4、据銃鍛錬は行はず。

二、發進・停止

1、膝射姿勢より發進するには、右手にて銃の木被の部分を持ち、左手にて兩杖の中央を握り腰の左側に杖を平にして突き、之れに體重を持たせつゝ、體を左足に載する如く前へ傾けて腰を上げ、右スキーの内側角を以て雪面を後ろ下に強く壓し、同時に體を起しつゝ左足を前に踏み出す。

2、伏射姿勢より發進するには、右手にて銃の木被の部分を持ち、左手にて兩杖の雪輪近くを握り杖を平にして胸の下に引寄せて突き、體重を左臂に托して體を起し、同時に銃を右側に立て左膝を左手の近く迄引き寄せ、右膝を立てつゝ、右足を前に進め、右スキーの内側角にて雪面を後ろ下に強く壓し、體を起しつゝ左足を前に踏み出す。

3、射撃の爲め停止する時は、機敏に地形地物を判斷し、之れを利用して停止

すると同時に、直ちに第一弾を敵に送り得る如き堅確なる姿勢が取られあるを要す。

但し、訓練は初期に於ては平易なる所にて姿勢を正しく取る事を要求し、次に多少利用し得る地形地物の存する所にて、正確なる姿勢を敏速に取らしめ最後には如何なる地形地物をも完全に敏速に利用し、速に第一弾を發射し得るに至らしむるを要す。

4、發進停止は敏活に實施し得るに至らしむるを要す。此れが爲め努めて多くの回數を實施し得る如く、訓練隊形の選擇、助教助手の使用法等研究工夫を遂げおくを要す。

第二款 地形地物の利用

一、射撃の爲めの地形地物利用の要諦は、第一火力發揚、第二射手の掩蔽にある。故に地物に制せられ姿勢の堅確を失ひ、又掩蔽にこだはり火力發揚に支障

する如きは絶対に戒めざるべからず。

但し、火力發揚上の價値なきも、遮蔽の價値を有するものは、遮蔽用として之れが利用を怠るべからず。

二、雪上地形地物の利用法は固より無雪地の場合に準すべきも、雪上に於ては遮蔽の爲め一層の工夫を要すべきもの多し。

三、背景となるものゝ色彩を顧慮する事は、雪上に於て特に必要なり。即ち白色偽装をなせる場合は背後は雪に覆はるゝを利とし、然らざる場合は背後に森林等の暗影を負ふを利とするが如し。

四、白色偽装をなせる場合は、樹木岩石等は雪の附着せる側を利用し、然らざる場合は雪の附着せざる側を利用するものとす。

五、射撃の場合瓦斯壓の爲め、雪を舞ひ立たしむる事なき如く、銃口と雪面とは十五糎以上離す事に着意するを要す。

六、樹木を利用するに方り、その枝葉に附着せる雪を落さざる着意は極めて必要

なり。

七、地形地物の利用法は、先づ代表的なる地形地物に就て、價値の判断、利用の要領を教へ、次いで速かに判断して利用する動作を訓練するものとす。

三四

第三款 匍 匍

- 一、雪上、スキーを装着して行ふ匍匐は極めて困難なり。特に伏射姿勢より匍匐により敵に近接せんとする時は、第一、第二匍匐は動作し得ず、第三、第四匍匐を辛うじて行ひ得るに過ぎず。故になし得る限り最低の屈身姿勢を以て機敏に敵に近接する事を努むるを要す。
- 二、第三匍匐は、伏射姿勢の儘、銃の楨桿を上にし、右手にて銃把を下より、左手にて木被を下より握り。兩杖は銃に平行させ雪輪を左にして兩前膊に載せ、片肘を交互に支點とし、反對脚を前方に曲げ、兩スキーの内側角及膝にて開脚上りの要領に準じて體を推進す。

第四匍匐は、第三匍匐の如く銃及杖を保持し、兩肘を支點とし、主として兩スキーの内側角を以て體を推進す。

三、企圖を秘匿して、敵に近接する場合の匍匐は、無雪地に於けるものに準じて第一第二匍匐を行ひ得。但し第一匍匐は左手にて兩杖を雪輪に接して握り之れを支點とし、第二匍匐は更に左肘を曲げて左前膊を雪に接し、之れに體を托して行ふものとす。

四、硬雪、淺雪の場合、狀況之れを許せば、スキーを脱して行動するを有利とすること多し。スキーを脱したる時の匍匐は、無雪地に於けるものと同様なり。

五、戦技スキーに於ける匍匐の訓練は、スキーを装着せる時のものに限る。但し伏射姿勢に於ける機敏なるスキー着脱の訓練は必要なり。

第四款 投 擲

戦闘技中投擲技能は一般に低劣なり。殊に雪上厚重の防寒被服を着し且つスキー

三五

装着の射撃姿勢より行ふ投擲は、その能力著しく低下す。故に之れが不斷の演練は緊要なり。

一、投擲要領は無積地に於けるものに準ず。

二、投擲訓練

1、握り固め得る程度の濕雪ならば、雪球を以て手榴彈に代へ、「雪投げ」を行はしむ。固め得ざる程度の乾雪ならば、短棒、杖或は擬手榴彈、石等を用するを要す。其場合投擲物に色布片或は紐等を結び着けおく事必要なり。

2、投擲訓練は必ず目標物、目標線（數線）目標圈（徑五米）等を設くるを要す。

3、投擲訓練開始前、必ず肩關節の準備運動を実施するを要す。

4、投擲は正課時間以外に於ても機を捉へて競技的に實施する事必要なり。

三、投擲と突撃發起との連繫動作

最後の投擲と同時に發進す。投彈落達を待つて發進するは不可なり。吾が投彈

の炸裂破片による受傷は意とすべきにあらず。殊にスキー装着の場合は無雪地に於けるが如き機敏なる動作は求めざるを以て、投擲即發進の演練を重ねるを要す。

發進要領は射撃姿勢よりのものに準ず。

第五款 銃 劍 術

敵と銃劍を以て格闘する場合、スキーを装しては、「後へ」、體轉、其他巧妙なる使術等は殆んど不可能なり。故に一刺突を以て敵を刺殺するの氣魄を以て演練するを要す。されば戦技スキーに於ては、鬪魂横溢せる、確實なる姿勢を以てする其場刺突及突撃よりする正確なる刺突の訓練に止むるものとす。

一、立銃より構へ銃をなさしむるには左の號令を下す。

構へ銃

頭を正面にし眼を敵眼に注ぎたる儘、左足を後開きの要領にて約半歩踏み出し

同時に右手を以て銃を上げつゝ僅かに左に傾けて前に倒し、左手を以て概ね下帯の下部を木被の上方より握る。次に右足を其の位置にて、先開きに踏み換へつゝ、右手を以て銃把を右上方より握り、右拳を腕骨の附近に置き、左肘を僅かに屈指剣尖を概ね敵眼に向く。

構へ銃より立銃を爲さしむるには左の號令を下す。

立テ銃

構へ銃の概ね反對順序を以て右足を左足に引き着け、正面に向き、立銃の姿勢に復す。

二、その場にて直突を行はしむるには左の號令を下す。

ソノ場ニ突ケ

習技者は右拳を概ね左乳の前下方に、左拳を其の運動に伴はしめて前稍々上方に進め、左前膊を僅かに内旋する如くして左肘を十分に伸ばし、両手を以て銃を握り締めつゝ敏活に之れを前に突き出す。此の際左膝を稍々屈指、右膝を自

然の状態に伸ばし、上體は概ね真直にし腰の上に落ち着け正しく左足に托す。刺突後は、引き抜く爲めの新なる力を籠めて、瞬息に銃を引き構銃の姿勢に復す。

三、突撃よりする刺突の訓練は、敵線と假想し、なし得れば假標を設置し、其の二十米前方に伏臥せしめ、「突撃ニ進メ」の號令にて發進し、約十米前方にて「突込メ」と號令す。

喊聲を上げ、杖を捨て、銃を構へつゝ、刺突距離に飛び込むと同時に刺突し體當りを行ふ。此の場合、敵に體を交はさるゝ恐れあるを以て、刺突後の體勢の崩れざる事及十分なる格闘餘力を確保する事特に必要なり。

第六款 突 撃

雪上の突撃は、スキー装置の儘行ふを本則とす。

一、突撃を爲さしむるには左の號令を下す。

突撃ニ進メ

二、平坦地或は上り斜面に於ては、豫令に依り左手に杖を握り、右手にて銃を保持して突撃準備をなし、動令にて極力急速なる歩度を以て前進し、「突込メ」の號令にて喊聲を發し、猛烈果敢に突入し格闘す。之れが爲め突入の直前に杖を捨て銃を構ふ。時として杖の手革を左手に通したる儘突入する事あれど、格闘を妨ぐる事多きを以て、なるべく避くるを要す。

三、下り斜面に於ては、豫令にて完全に屈身し、左手にて杖を握り、右手にて銃を持ちて兩腋に抱へ込み、銃を杖の下にし胸の前にて兩手を組み、前傾して突撃を準備し、動令にて直降走を以て前進し、「突込メ」の號令にて開脚制動に移り喊聲を發し、杖を敵に投げつけ、銃を構へて果敢に突入し格闘す。滑降突撃の要諦は、第一突によつて敵を突倒すにあり。然れども敵に體を交さずれ轉倒せざる事に着意するを要す。敵に暴露したる態勢にて突撃を準備する場合は、平坦地に於けると同様の準備

をなし發進を起したる後、前記の姿勢に移るものとす。

緩斜面或は雪質悪しき時は、平坦地、上り斜面に於けるものに準ずるも、なるべく速度を高むる事に努め、前記の姿勢に移るを要す。

四、滑降突撃以外は、突撃距離はなるべく短きを要す。殊に夜間に於て然り。

五、狀況特に硬雪、淺雪又は地形、敵陣地の状態等により、スキーを脱して突撃するを有利とする事あり。斯くの如き場合に於ては、突撃發起を爲し得る限り敵に近接せしむるを要す。

第七款 格 闘

スキーを装しては、機敏に間合を取り得ざるを以て、第二の刺突は極めて困難にして多くの場合直ちに組み打ちとなるものなり。然るにスキーを装せる爲め、基脚部の安定意の如くならず、故にスキーを装して行ふ組み打ちに習熟する事必要なり。

一、スキーを装して行ふ組み打ちの要點は、機先を制して敵のスキーを踏み壓へ同時に渾身の力を以て衝き倒すにあり。
 敵のスキーを踏むには、敢然敵の左右兩スキーの中間に飛び込み、吾がスキーを前開きの形を以て敵のスキーを内側より踏み壓へ、同時に體當りの要領にて衝き倒す。その時足部を以て敵のスキーを踏み、且體の後れざる事緊要なり。
 若し敵の左(右)の片スキーより踏み得ざりし時は、間髪を入れず、右(左)足を支點とし敵を右(左)後ろに衝き倒すを要す。
 但し、戦技スキー訓練に於ては、捻挫の危険あるを以て、要領を教ふるに止むるものとす。

二、格闘の素力錬成の爲め、スキーを装して行ふ雪上相撲を課するを要す。

要領

1、突きの基本要領
 出足と突手の連絡、重心の下垂と斜上突上げ

2、四つ相撲押倒の基本要領

頭、手、足、重心の連絡性

本訓練は、正課目として實施する外、競技的に隨時他の課目間に挿入實施するを可とす。

第二章 部隊教練

第一節 密集

要則

- 一、戰技スキーに於ける密集教練は、スキー装着の爲め、歩兵操典制式の隊形、動作、號令をその儘採り得ざること多きを以て、スキー部隊の諸種の行動を考慮し、戰技スキー訓練上必要とする隊形、動作、號令のみにつき、相互の撞著混雜を生ぜしめず且つ操典の制式に最も近き形式を決定し、之れにより嚴格整齊なる演練を行ふものなり。
- 二、スキー部隊の密集教練は不軍紀に流れ易し。指揮者は列兵の監督、部隊の掌握に努め、列兵は密集教練の精神を體し、敏速、正確に號令に應ずる事を努めざるべからず。特に密集教練を正課とせる訓練時間外に於て此の着意必要なり。

- 三、密集教練は初めより小隊を編成して行ふ。
- 四、指揮は號令によるを原則とするも、本訓練に於ては記號による指揮並動作に習熟する事特に緊要なり。
スキー部隊の指揮に用ふる號令の動令は、多くの場合長く發聲するものとす。
- 五、戰技スキーに於ては、密集教練に多くの時間を當つるは適當ならず。訓練場の往復等を利用して演練を補ふの着意必要なり。演練は縦隊形の動作に止むるも可なり。
- 六、隊形は爾後の行動を顧慮して決定するものとす。

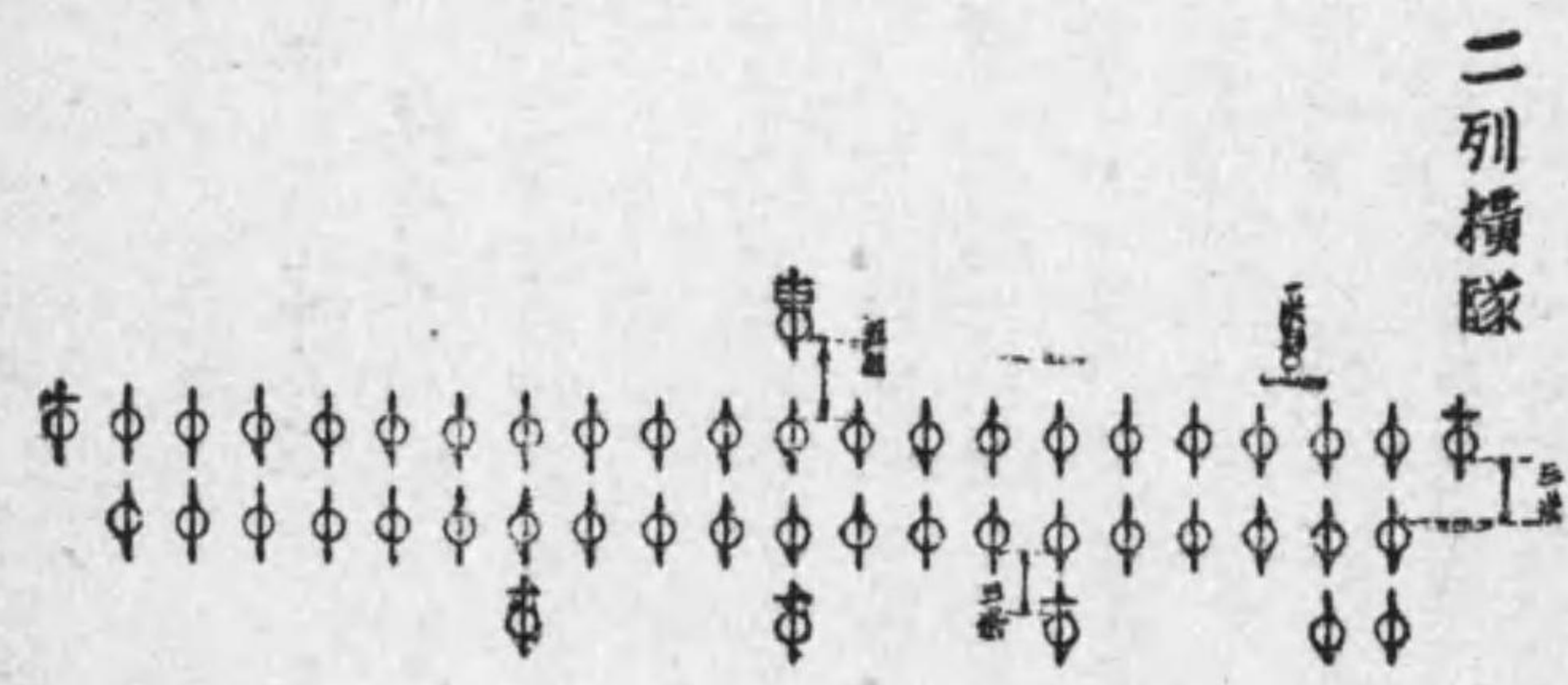
第一款 隊形

- 一、隊形は歩兵操典の制式に概ね準ずるも、間隔、距離は特に示されざる限り、間隔一米五十糎（兩臂を側方に擧げたる時拳が互に觸れ合ふ程度）、距離（前者の背より後の者の胸迄）は三米とす。

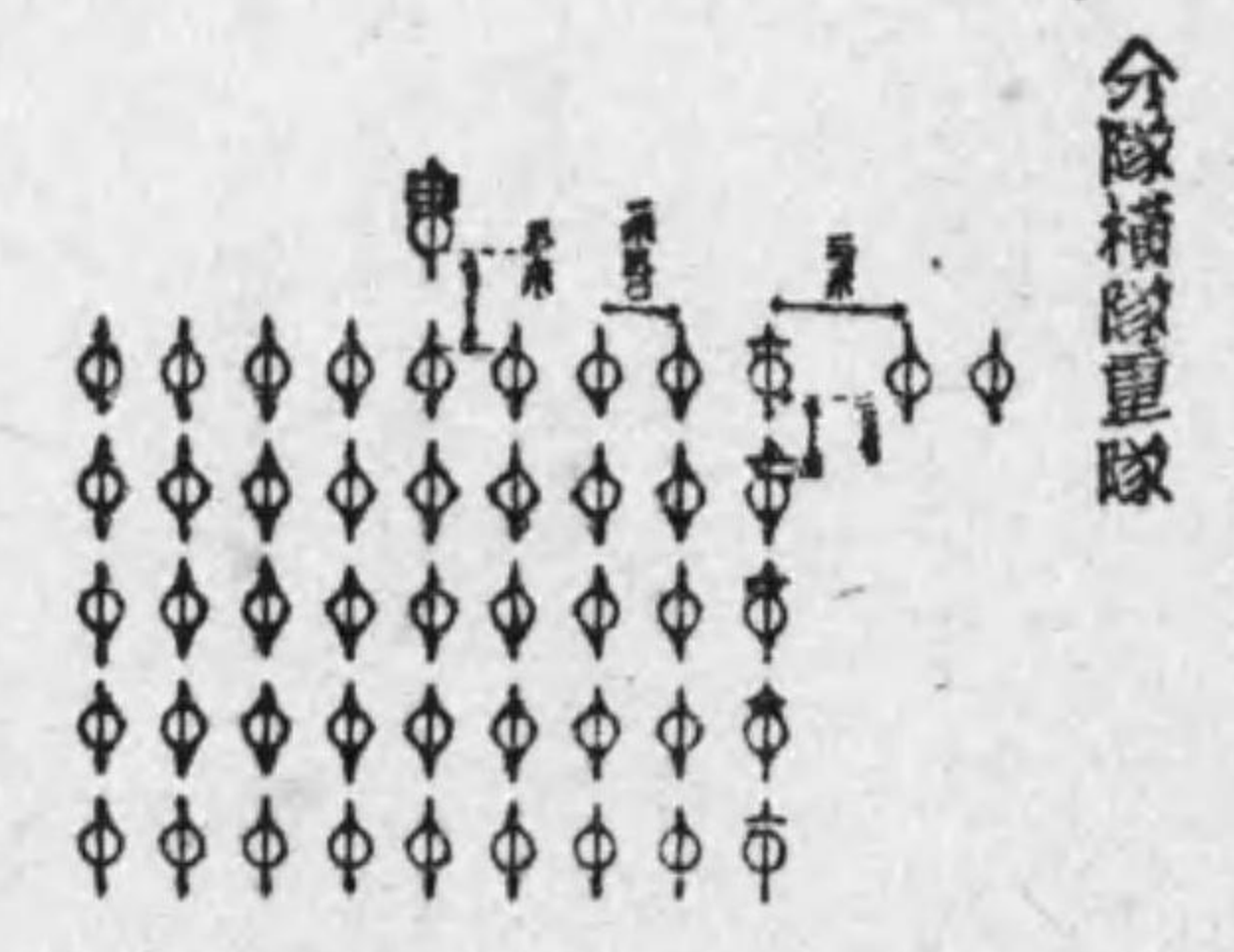
- 二、小隊の縦隊は通常分隊の縦隊を番號の順序に重疊す。分隊長（後尾分隊長を除く）は各分隊の先頭、後尾分隊長は最後尾に位置し、小隊長は先頭分隊長の前方十米に位置す。各分隊の距離四米（前の分隊後尾兵の背より次の分隊の分隊長の胸迄、但後尾分隊は第一伍兵の胸迄）とす。
- 三、小隊の横隊は分隊の横隊を番號の順序に横に排列し、分隊缺伍ある時は左隣の分隊は逐次之れを補填する如く排列す。翼の分隊長は小隊の兩翼、他の分隊長は分隊の概ね中央の奇數伍に重り、後列の後方三米に位置す。後列の後ろに位置するものを押伍と謂ふ。小隊長は小隊の中央前五米前に位置す。
- 四、傳令等は、縦隊形にありては小隊長の後方三米、横隊形にありては押伍列の右端に位置す。但し分隊横隊重隊にありては第一分隊長の右三米に位置す。
- 五、戦技スキーに於ける集合隊形は分隊併立隊形とす。其他の隊形に集合せしむるには、「集レ」の號令の前に隊形を示す。
- 六、必要に應じ隊形を小ならしむる時は、「距離間隔ヲツメヨ」と令す。その場合

の距離は前後の者のスキーが接する迄、間隔は兩肘を側方に張り隣の者の肘に軽く接する迄につむるものとす。

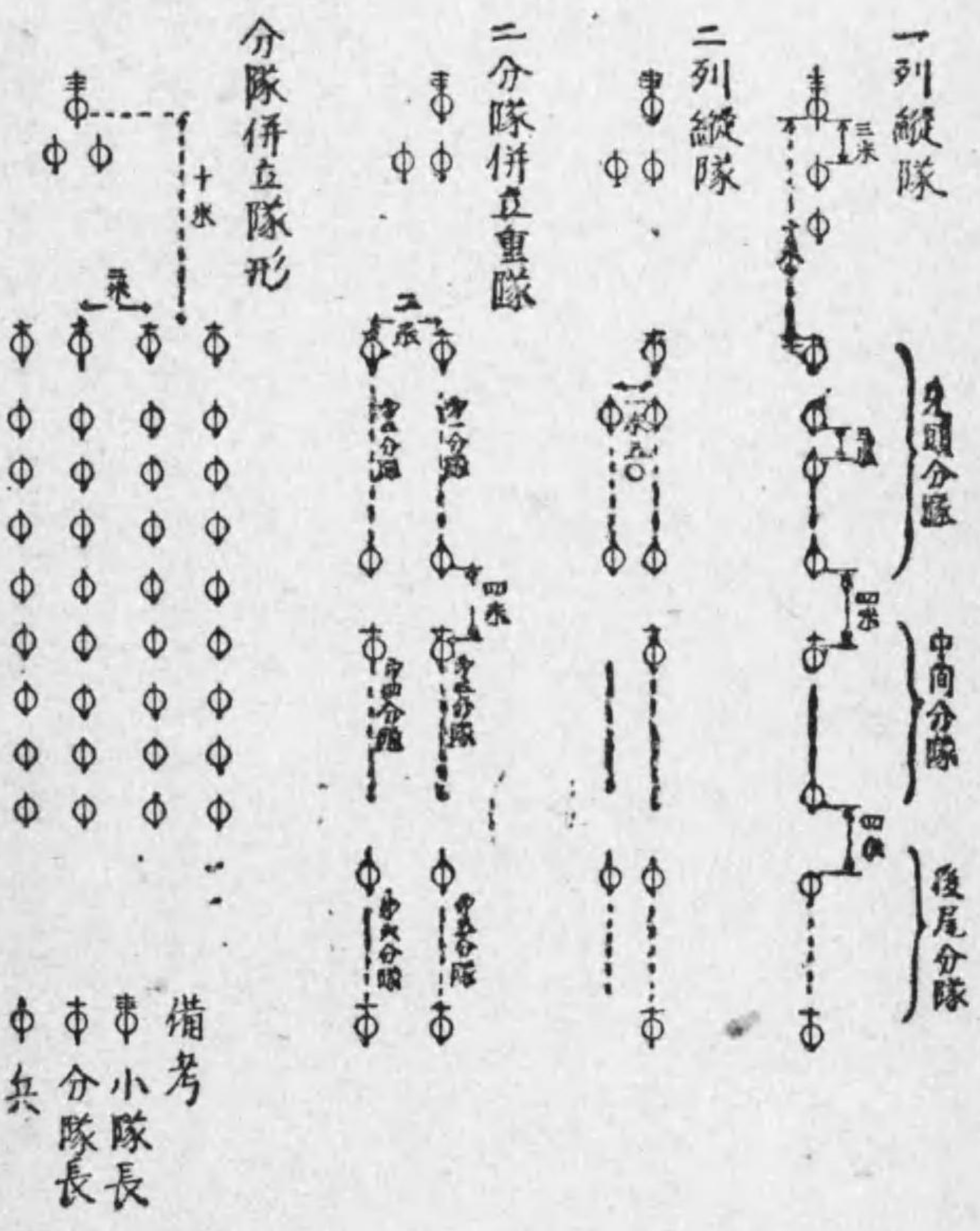
- 七、本款に示せるもの以外の隊形は用ひざるものとす。
- 八、左に隊形を圖示す。



二列橫隊



分隊橫隊重隊



第二款 方向轉換

一、一列（二列）縦隊の方向を換へしむるには、目標（方向）を示したる後（直角の場合は示さず）左の號令を示す。

伍々右（左）へ 進メ

一列縦隊にありては、先頭はなるべく小弧を描きつゝ方向を換へ、二列縦隊にありては、先頭分隊長は小弧を描き稍々速度を落して方向を換へ、各伍は同所に到り、内側兵は分隊長に準じて方向を換へ、外側兵は速度を速め内側兵に倣ひつゝ方向を換へたる後、舊速度に復して行進す。停止間にありては、以上の動作を爲し續いて行進す。

二、分隊併立隊形の方向を換へしむるには、目標（方向）を示したる後（直角の場合は示さず）左の號令を下す。

右（左）ニ方向ヲ換へ 進メ

停止間にありては、軸翼の分隊は小隊の深さだけ新方向に進みて停止し、他の分隊は逐次齊頭面に到りて停止し軸翼分隊に倣ふ。行進間にありては、以上の要領にて方向を換へ、續いて行進す。

三、一列（二列）横隊の方向を換へしむるには、目標（方向）を示したる後（直角の場合は示さず）左の號令を下す。

右（左）ニ方向ヲ換へ 進メ

一列横隊にありては、軸翼分隊長は右（左）向を爲し、他の者は捷路を經、速に逐次新線に就き軸翼を整頓す。

二列横隊にありては、軸翼分隊長は右（左）向を爲し、二列横隊の深さだけ行進して停止し、他の者は捷路を經、速かに逐次新線に就きて軸翼を整頓す。

行進にありては以上の動作を爲したる後續いて行進す。但し軸翼分隊長は小弧を描いて方向を換ふ。

四、分隊横隊重隊の方向を換へしむるには、目標（方向）を示したる後（直角の

場合は示さず)左の號令を下す。

右(左)ニ方向ヲ換ヘ進メ

先頭分隊は一列横隊の場合の要領にて方向を換へ、續いて小隊の深さだけ行進し、後方分隊は先頭分隊と同所に到り、先頭分隊と同法にて方向を換へ新位置に就き、各々整頓す。

行進間にありては以上の動作を爲したる後續いて行進す。但し分隊長は小弧を描いて方向を換ふ。

五、本款に示せるものの外は行はざるものとす。

第三款 隊形變換

一、一列縦隊を二列縦隊と爲すには、行進間にありては「二列作レ」と令す。偶數兵は奇數兵の右に出で、第二伍以下は速かに規定の距離につめる。小隊以上の場合は、先頭は停止し隊形變換終りたる後、小隊長の指示により發進す。

行進發起と同時にに行はしむるには「二列縦隊」と指示したる後「前へ進メ」と號令す。指示と共に偶數兵は奇數兵の右に出で、各伍は速に規定の距離につめ號令により發進す。

二、二列縦隊を一列縦隊と爲すには、行進間にありては、「一列作レ」と令す。第一伍の右の兵及び第二伍以下は一時停止し、右列兵は左列兵の後ろに入りつゝ規定の距離を取り逐次先頭に續行す。

行進發起と同時にに行はしむるには「一列縦隊」と指示したる後「前へ進メ」と號令す。先頭分隊長及その第一伍の左の兵は直ちに發進し、その他の者は前項に準じて逐次發進す。

三、一列縦隊を分隊併立隊形と爲すには、左の號令を下す。

「右(左)へ併立隊形作レ」

停止間にありては、第二分隊以下は捷路を経て規定の位置に到り、先頭分隊に倣ふ。

行進間にありては、先頭分隊は停止し他分隊は前項と全要領にて逐次新位置に就き、隊形變換終りたる後小隊長の指示により發進す。

四、行進間分隊併立隊形より二分隊併立重隊を作るには「二分隊併立重隊作レ」と令す。第一二分隊はその儘行進し、他分隊は停止し分隊長の指示により規定の距離をとつて續行す。

五、停止せる分隊併立隊形より、二分隊併立重隊にて發進せしむるには「二分隊併立重隊 前へ進め」と號令す。方法は前項に準ず。

六、三(四)分隊併立重隊の場合も二分隊併立重隊に準ず。

七、二列横隊より右(左)へ向けて二列縦隊を作り、直ちに行進を起さしむるには、「二列縦隊」と指示したる後左の號令を下す。

伍々右(左)へ進メ

右(左)翼分隊長は右(左)に向きて發進し、第一伍より逐次右(左)に向きて續行す。

分隊長は縦隊形の定位置につく。

八、本款に示せるもの、外は行はざるものとす。

第四款 行進・停止

一、分隊併立隊形の直行進は、通常右翼分隊を基準とす。小隊長は號令を下すに當り通常基準分隊の目標を示す。

基準分隊の分隊長は普通速度を保ちて目標に向ひ又は眞直に行進し、他の分隊長は要すれば頭を右左に廻はし關係位置を保ちて行進す。列兵は成るべく運歩を揃へ且速度を齊一にし、努めて前の者の滑跡を行進す。運歩の違ひたる時は、二運歩時を杖を利用し一運歩にて補正す。

二、隊の速度を速かに感知して即坐に之れに合はす事を習性たらしむるは、スキ一部隊行動基礎訓練の一重要素なり。隊の速度を察知すること鈍く、或は前兵のスキを踏み或は紊りに距離を伸ばすが如きは、隊混亂の素因をなすを以て

嚴に戒むるを要す。

三、停止せしむるには「小隊止れ」の號令を下す。小隊は停止して整頓す。登り斜面に於て停止せしむるには「右(左)向ケ 止レ」の號令を下す。左(右)のスキーを斜面に直角に山側に角附けをして踏み、右(左)を向きつゝ右(左)のスキーを引き附けて停止す。更に行進を起さしむるには「左(右)向ケ前へ進メ」の號令を下す。

四、滑降の場合は分隊長の滑降動作及速度に従ふべきも、通常滑降に先立ち滑降動作及距離を指示するものとす。滑降は通常制動をかけ速度を調節しつゝ隊形を保ちて行ふ。

五、滑降の場合停止せしむるには、停止動作を指示したる後、「右(左)向ケ 止レ」の號令を下す。例「半開脚廻り 右(左)向ケ止レ」。先頭より指示の動作により停止し隊形を整ふ。更に行進を起さしむるには、滑降動作を指示したる後、「伍々左(右)へ進め」の號令を下す。例「用杖側面半開脚 伍々左(右)

へ進メ」

六、横隊の行進は短距離以外に用ふることなし。故に演練は要領を會得せしむれば足れり。横隊行進は通常右翼分隊長を基準とす。小隊長は號令を下すに方り右翼分隊長に目標を示す。嚮導は普通の運歩と速度とを保ち、目標に向ひ直進し、列兵は嚮導の方向に注意して運歩速度を努めて合せ、間隔、距離を保ちつゝ行進す。停止せしむるには「小隊止レ」の號令を下す。小隊は停止し整頓す。

第五款 集合・解散

一、小隊を集合せしむるには「集レ」の號令を下す。基準分隊の分隊長は速かに小隊長の前に來り示されたる所に位置し、他の者は分隊併立形隊の位置に就き整頓す。

二、小隊を解散せしむるには「解レ」の號令を下す。

第二節 戰 闘

五八

要 則

戰技スキーにありては、初・中階程に於ては、近接戰闘隊形の基礎たる分隊散開隊形を、スキーを装して、如何なる條件下に於ても敏速に構成し且つ地形地物及敵情、前後左右の關係位置等を考慮して前進し停止する事に習熟せしめ、上階程に於ては、簡單なる情況下に於ける分隊、小隊の攻防動作を一通り綜合演練するものとす。

第一款 分隊の散開

散開動作は平坦地、上り傾斜地に於ては無雪地に於けると同様なれど、スキー装着の爲め不敏とならざる如く意を用ひて演練するを要す。

一、傘形に散開せしむるには、要すれば目標（方向）等所要の指示を與へ左の號令を下す。



下り傾斜地に於ては、二番は制動滑降にて所命の方向に前進し、一、三、四番は速かに右圖の關係位置につき、隊形を取り終れば全員分隊長の速度に倣つて前進す。五番以下は前進中なるときは一時停止し、通常分隊長の定むる指揮者の指揮により所要の距離を取り逐次散開しつゝ之れに跟随す。此の距離は分隊長の掌握を脱せざるを度とし、敵火の状態、地形等により適宜伸縮すべきも概ね五十米とす。

二、分隊全部を横に散開せしむるには、要すれば所要の指示を與へ「横ニ散レ」

五九

の號令を下す。一乃至四番は前圖の如く散開し、五番以下は、概ね前（後）半部はその左（右）へ速かに斜行し、先頭に近きものより逐次約六歩の間隔を取りつゝ散開し、分隊長に做つて前進す。

三、分隊全部を縦に散開せしむるには、要すれば所要の指示を與へ「縦ニ散レ」の號令を下す。列兵は一列縦隊に準じて隊形を取り、前の者の速度に倣ひ續いて前進す。

四、各隊形の距離間隔は標準を示したるものにして、各散兵は地形地物を利用して前進停止共に不規なる配置を取に至るは當然なり。

五、分隊長は通常分隊の前方にありて前進方向を維持し、傘形散開にありては自ら前方散兵を指揮す。

六、銃は負銃の儘散開す。

七、散開動作の訓練要領

1、傘形散開隊形及其の散開動作は初め實員によつて範示す。

2、訓練生を分隊に區分し、助手を分隊長とす。

實施分隊は一列縦隊として折敷（伏臥）せしめ、敵の位置を示したる後號令を下す。一人にても動作不充分なるものあらば、即時中止して（全員）、何回にても繰り返し、教官の希望する程度に達せざれば爾後の動作に移らしむべからず。

爾餘の分隊は見學せしめ、順次交代實施す。

3、散開動作終らば、散兵としての停止をせしめず、前進途中にて情況中止を令し、分隊長は一翼に敵に面して集合せしめ、引率して次分隊の演練を妨げざる如く速かに原位置に戻り、他分隊の實施を見學せしむ。

4、平易なる地形に於て基本演練終らば、多小地形の變化あり地物を有する所にて實施し、漸次錯雜せる地形、複雑なる地物の存する所に於ても整然と敏速に實施し得るに至らしむべし。

但し地形地物の錯雜せる所に於ける演練は、前進停止の演練と綜合して行ふ

を可とす。

第二款 散開隊形の前進・停止

- 一、散兵の誘導は、傘形散開にありては、分隊長は火戦に任ずる前方散兵を直接指揮し、五番以下は指揮者の指揮によつて地形地物を利用し敵眼敵火を避け白兵戦力を貯へつゝ前進す。
誘導の基準は通常二番とす。
横散開にありては、分隊長は概ね中央前に在つて分隊を誘導す。誘導の基準は二番とす。
縦散開にありては、分隊長は先頭にあつて誘導す。一番は常に分隊長に跟随し誘導の基準となる。
- 二、區分前進は分隊長通常前進區を示したる後自ら一部を以て先行す。他はこれに續行す。

各個前進を分隊長が令したる時は、散兵は好機を看破して瞬速に躍進す。

- 三、散兵は射撃の爲め最初停止せる時、機敏に銃を下し直ちに構ふるものとす。
- 四、散兵は行進方向の維持、速度の緩急、敵情の觀察、指揮者の號令指示、隣兵の行動等に注意し、絶へず耳目を活動せしむる事緊要なり。尙ほ雪上に於ては敵に好目標を呈するを以て、前進停止は極力敏速に行ふべし。

五、前進停止の訓練要領

- 1、散兵の運動は最初より不齊地に於て演練するを要す。
- 2、横散開隊形を取らしめたる分隊を重疊しおき、助教助手を適宜の位置に配し敵の位置を示したる後、教官の指示によつて最初區分前進、次に各個前進を行はしめ、教官は全般を觀察し得る所に位置して、分隊内の散兵としての行動の適否を判断して指摘矯正に當り、助教助手は各散兵につき、發進停止の敏不敏、前進速度等の適否、隣兵との連繫動作、地形地物の利用、方向の維持等を俊敏に指摘し矯正に當るものとす。

3、初めは比較的平易なる所にて行ひ、漸次複雑なる所にて演練するを要す。

第三款 情況下に行ふ分小隊戦闘教練

一、情況を設けて行ふ戦闘教練は、戦技スキーマの本旨に鑑み、基礎的にして簡單なる攻防の動作に止め、訓練最後の段階即ち上階程に於て行ふものとす。

二、戦技スキーマに於ける戦闘教練は基礎的なる動作に止むと雖も、訓練生をして情況に浸らしめ得ざるが如き計畫指導は、弊害極めて多きを以て、想定の作爲、演習の構成及指導等訓練生をして非實戰、不合理を想はしむる事なき如く特に配慮するを要す。然れども複雑化は絶體に避け、合理的にして簡單なるを要す。

三、指導に方りては、初歩の綜合演練なる事を確然と意識し、情況下に於ける部隊内の一員としての戦闘動作の訓練を目途とし、指導者自ら情況中の人となりきり、在戰場感を振起しつゝ、瞬速適確なる指導矯正を行ふを要す。在戰場の

氣勢を殺ぐが如き指摘矯正は嚴に戒むるを要す。

四、敵は必らず實員を用ふるものとす。

五、敵たらしむる對抗部隊も亦相對する情況下に於て訓練を同時に行ふものとす。此の場合は最も信頼する助教をして之れが指導に當らしむ。

六、分隊の戦闘教練に於て第一回の攻防訓練を終らば、兩部隊の位置、情況を代へ、第二回の攻防訓練を實施し、初めて本訓練課目を了するものとす。

七、教官は對抗部隊の動作も同時に觀察し、その敵方より望見せる所に基き、各回終了毎に併せて講評訓練するを要す。

八、對抗部隊は帽に白帶を附せしめ、空包は兩部隊共使用し得れば可なり。又白色偽装し得れば教練の效果大なるものとす。

第二部 冬季戦闘素力錬成

通 則

- 一、冬季戦闘素力錬成は、戦技スキー訓練の重點にして、天候氣象其他一切の悪條件を克服して、雪上に於ける行動の自由を完全に確保するに至らしむるを目的とす。此れが爲めには、吹雪、濃霧、險峻、錯雑地、堅雪深雪融雪、夜間等を敢へて求め、且つ重量物を負荷して演練を反覆實施するを要す。
- 二、本訓練は勢ひ強烈となるを以て、指導者は養護及危害豫防に就き遺漏なきを期すべし。

第一章 不整地の行動

要 則

白一色の雪上に於て曝露して行動するが如きは、努めて避くべきものにして、殊に航空機の發達せる今日に於ては、蔭蔽地の利用によつて行動を秘匿すべきは謂ふを俟たざるなり。又敵の意表に出で奇襲的に行動するはスキー部隊行動の要諦にして、地形地物錯雑せる地域の克服は其の重要素の一つなり。故に戦技スキーに於ては、密林、倒木、灌木密生地、錯雑せる地形、溪流、硬雪融雪等凡ゆる困難なる地帯の行動に慣熟し、其の苦艱を感じざるに至らしむるを要す。

第一節 錯雜地通過

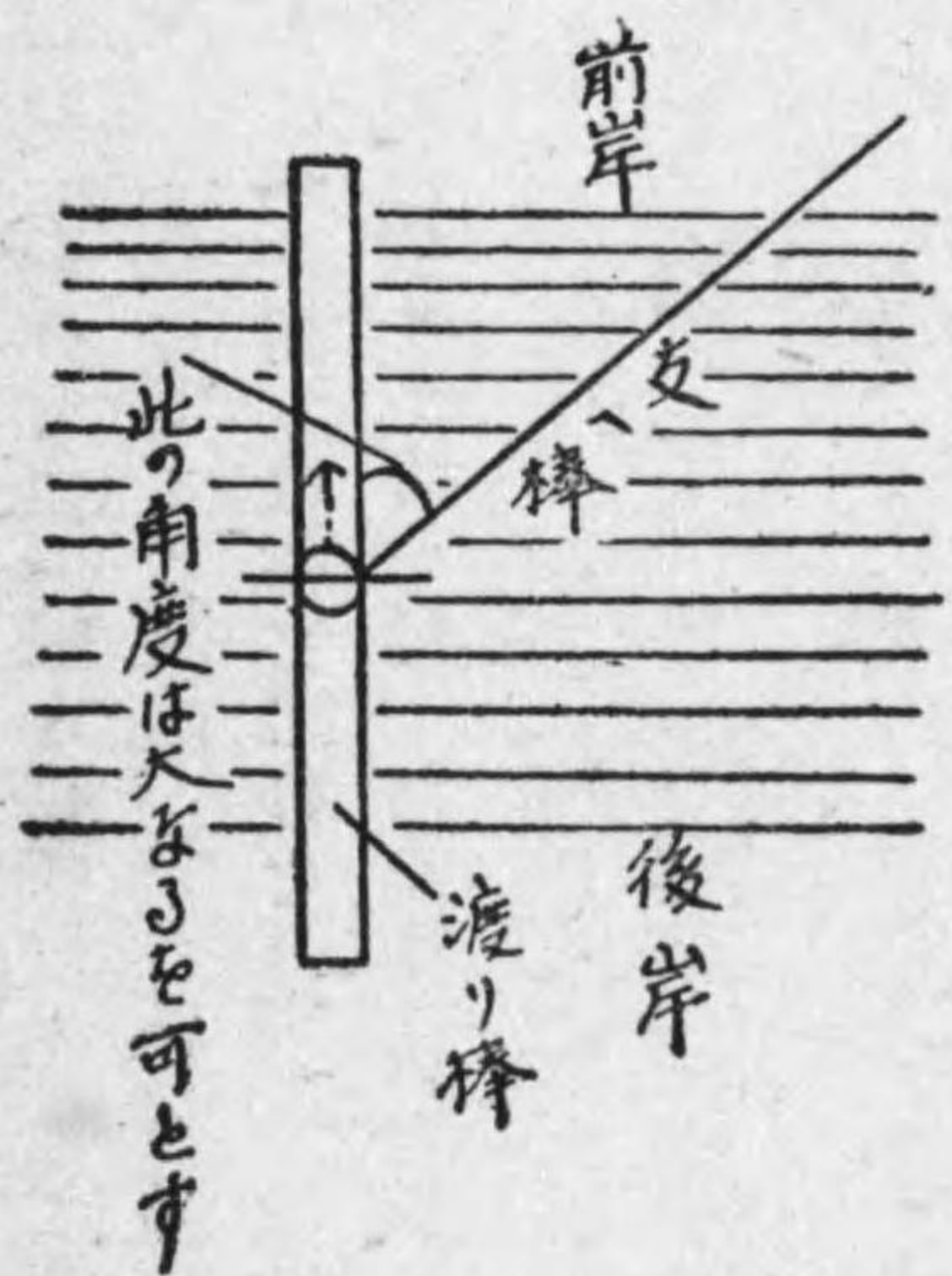
- 一、先づ小凹部の跨ぎ越え、杖を使用する飛び越え、横登り、斜横登り、横滑降、斜横滑降、二人以上の協力引上げ、押上げ、引下し等の基本的動作を好適なる地形地物に於て一通り演練す。
- 二、一訓練班を十五六名とし、班毎に一行縦隊となし、初期に於ては助手を先頭とし、助教は後尾若しくは全員の監視容易なる側方に位置し、訓練生は四米の距離を以て助手に續行す。
先頭たる助手は訓練生の状態を顧みつゝ歩度を調節す。
助教は未熟者を克明に指導し、一人の故障が全隊の行動を左右するものなる事を班員に強く印象せしむ。
訓練生は、全隊の速度に影響せしむる如き距離の伸縮を避け、撞著故障を絶対に來さざる事に努む。

- 三、概ね錯雜地通過の要領を會得せば、訓練生を先頭とし、助教はその次に、助手は後尾に位置し、助教は先頭の訓練生に進路或は行進方向を示し、此の指示を守らしめつゝ進路啓開の要領を教ふ。訓練生は修得せる錯雜地通過要領の習熟に努む。助手は訓練生の動作を監視、矯正を行ひ、時々状況を助教に報告す。先頭は逐次交代せしむ。此の一回巡を一訓練回とす。
- 四、以上を終れば班の併列訓練を行ふ。地形地物の状況により、全班を併列すべきか、又その間隔を如何にすべきかは異なるも、なるべく全班を併列し間隔を約十米とし各班は助教先頭、助手後尾となり、基準班を定め、目標（方向）を與へ、速度を指示し、教官之れが指導に當るものとす。
各班は方向、速度を常に基準班に倣ひ、間隔をなるべく正しく保つことに努む。教官は通常基準班の前方に位置すべきも、訓練の爲め要すれば適宜位置を變更す。

第二節 水流通過

- 一、補助材料を要せずして渉り得る小溪流の場合は、先づ後岸の小雪庇を杖にて崩し、スキートを川に平行せしめて踏み固め、次に前岸の小雪庇を杖を伸ばして崩し、片方の杖を前岸の最初にスキーをおくべき位置より遠く且つ安全なる箇所突き、後岸に残すべき足と杖とに體重を持たせ、片方の足を前岸に運び雪を踏み固めたる後、前岸の杖と足とに體重を移し、後岸の杖を補助として後岸の足を前岸に運び、スキーを川に平行させたる儘横歩き又は斜歩きにて安全なる位置まで移動し、行進方向に復す。
- 此の場合敏速に行動するには必要なれど、以上の動作を輕卒に行ひ一人にても支障を生ずる時は、渡過點の兩岸を踏み崩し、部隊の行動を思はざる混亂遲滞に導く事多きを以て、著實に實施せしむるを要す。
- 二、水深淺く且河底堅き場合は、樹木樹枝藁等を投入してその上を通過す。

- 三、水深深く或は河底堅からず且河幅跨ぎ得ざる場合は、一人の體重を支へ得る程度の棒(竹)を一本渡し、長き棒を前岸に突き之れにより體の動搖を支へつつ、スキーは渡棒に直角に踏み靜かに渡る。兩杖は手革を片手に通して持つ。
- (左圖)



- 渡り棒二本用ふるを得ば、支へ棒はなくとも可なり。此の場合二本の間隔は四十糎とし、兩棒の上面は水平とするを要す。
- 四、渡過材料を蒐集する場合は、助教、助手に二名宛を附し搜索す。

せしむ。此れも亦訓練として行ふものとす。

樹木の伐採を要する時は、豫め其の所有關係を確め、諒解を得置くを要す。伐採すべき樹木は教官之れを選定し伐採法を教示す。

五、水流渡過に方りては、スキー・靴を濡らさざる事に特に注意するを要す。

第二章 吹雪濃霧中の行動

要 則

一、酷寒地の雪は粉雪にして吹雪となれば忽ち咫尺を辨ぜざるに至るを以て、方向の維持、連絡の確保は、吹雪中行動の要諦なり。故に戦技スキーに於ける吹雪中の訓練は、此の二項目に集中するを要す。
又吹雪となれば温度急降するを以て、之れに對する耐力の鍛錬及凍傷豫防、罹患せる場合の處置に關する教育を併せ實施するを要す。

二、吹雪中に於ては、指揮者は常に従容毅然たる態度を持し、列兵の不安を拭ひ、自信力、膽力の培植を意圖するを要す。

三、吹雪中の部隊行動に於ては、指揮者は常に先頭に位置し、記號による指揮に習熟し、又時々停止して隊を集結掌握するの着意必要なり。
列兵は先行者の行動に忠實に準ふものとす。

四、吹雪は豫想し得ざるを以て、吹雪起らば直ちに訓練計畫を變更し、吹雪中の訓練を實施すべし。

五、吹雪時の温度の降度は、風速一米毎に概ね三度なる事を指導者は留意して訓練に當り、凍傷豫防並に罹患者の處置に關しては、萬遺漏なきを期すべし。

六、濃霧中の訓練は、吹雪中の訓練に準ず。

第一節 方向維持・連絡保持

- 一、各班を間隔二十米の二列横隊として重疊す。教官は二百米以上距て、位置し號音によつて一列宛發進し教官の許に參集せしむ。時間間隔は吹雪の状態によつて異なるも概ね二分間隔とす。
- 二、圖上に於て到達地點を示し、長以下五名を以て一組とし、各組には組番號を附し、番號順序に二、三分間隔を以つて出發せしむ。到達點には助教助手數名を置き、缺番組を發見せば直ちに教官に報告すると共に搜索をなす。
- 三、吹雪の程度により五百米乃至千米距りたる二關門を設け、三名一組とし、前項の要領に準じ、關門通過證を受けて一巡し出發點に還へらしむ。關門は識別し易き地物（なるべく家屋）なるを適當とす。已むを得ざれば黄若くは橙色の旗を樹つ。關門には助教助手三名以上を配置す。
- 四、何れの場合にも危険の恐れある場所は避くるものとす。多少共危険を顧念し得る箇所には、必らず助教若くは助手を警戒の爲め配置するを要す。

前項の場合には、各關門に於て、訓練生の一人々に就き深く觀察し、疲勞、凍傷、スキー縮具の故障等必要と認めたる時は、關門に留め適當なる處置を施し、その旨を次の通過組に托して次關に傳へ、教官に報告す。以上は二、三の例に過ぎざるを以て、吹雪の状態、地形、訓練生の多寡程度等により、最も適切なる方法を考案して有効に實施するを要す。

五、本訓練は教官自ら統轄指導するものとす。

六、吹雪中の滑降は風下に、平坦若くは上り斜面に於ては風上に進路偏し易く、又利き足の反對方向にも進路偏し易き事を豫め教へおくを要す。

第二節 耐力鍛鍊

- 一、風上に對して各班を二米間隔一列横隊として重疊し、笛の合圖によつて先頭班より距離二十米を取らしめ、順次風に抗して直進せしむ。

- 二、助教先頭、助手後尾につき、距離をつめたる一列縦隊を以て吹雪中を縦横に行動せしむ。
- 三、鍛錬時間は訓練生の程度、その時の状況に應じて伸縮すべきも、教官は勿論助教助手も常に訓練生の情態を観察し、その調節を誤らざる事緊要なり。
- 四、耐力は「慣れ」によつて漸次強化するものなるを以て、初めは短時間とすべきも、漸次時間を延長するを要す。
- 五、訓練終れば一名毎に仔細に検査し、凍傷罹患者の處置に萬全を盡すを要す。

第三章 夜間の行動

要 則

- 一、夜間襲撃は、皇軍傳統の戦闘特技なり。

航空機其他諸兵器の異常な發達を遂げたる今日、吾が企圖を秘匿し。此れ等の威力を減殺し以て、巨大なる物的戦力を誇る外國軍に對抗し、且つ之れを撃碎し得しむる天與の機は實に此の夜間なり。特に白雪上に於ては行動の秘匿至難にして夜間行動の必要性は絶對なり。然るに冬季に於ける夜間の行動は極めて困難にして、闘力の低下著しきを以て、訓練によつて此の不利を克服し夜間を有効に利用し得るもの、常に偉功を奏す。戦技スキーに於て夜間行動の鍊成を最も重視するは、實に皇軍傳統の夜間闘力の強化に資せんが爲なり。

二、沈着と剛膽とは夜間行動に於ける必須の精神的要素なり。之れを培養するものは夜間への「慣れ」にして、「慣れ」は夜間に於ける感覺特に視覚、聽覺の訓練強化によつて齎し得るものなり。

而して積雪地に於ては、視膜に映する對象も、雪上に生起する音響も無雪地に於けるものとは甚しく異り、夜間に於ては此れが心理及行動に及ぼす影響極めて大にして、殊に行動の基底をなす足許の凸凹、雪質等全く不明なるを以て、

之れに因する不安は行動を甚しく鈍らしむ。故に指導者は夜闇に於ける耳目並に行動の慣熟に特に意を用ひ「勘」の會得に迄至らしむるを要す。

三、夜間は指導者の監督困難となるを以て、軍紀の確保及旺盛なる責任感の昂揚に就き、豫め訓練生を嚴諭しおくを要す。

四、夜間行動は靜肅ならざるべからず。スキーの摩擦音は避け難きも、話聲は勿論、装具に發する音等凡ゆる音響防止には萬策を盡し、之れを夜間行動の習性たらしむるを要す。

五、夜間に於ては行動秘匿の爲め燈火使用を特に戒むるを要す。訓練生は燈火用具を携行すべからず。

六、夜間の指揮は身振、記號により、之れに習熟するを要す。

七、方向維持、連絡確保は、夜間に於て特に必要なり。

八、夜間訓練出場の場合は、防寒に特に意を用ふるを要す。

第一節 音響防止

一、話聲は時として極めて明瞭に遠距離に達す。特に氣象の關係によつて著しき事あり。故に命令、通報、報告の傳達は努めて身振、記號を用ひ、已むを得ざる場合に於ても口を耳に近づけて小聲にて行ふを要す。不用意の談話、咳拂ひ或は衝突、轉倒等の場合の發聲は嚴に戒しむるの要あり。

二、装具の装着を確實にし劍鞘には布片を捲き、彈入には紙を込むる等の處置を盡し、尙ほ遊底の開閉等銃の操作を慎重に行ふを要す。

三、行動に方り、先行者に追突し又はスキーの打ち合ひ等による音を發せざる如く注意するを要す。

四、作業の場合も音響を殺す事に深く意を用ふるを要す。

第二節 視覺聽覺

一、夜間の視覺聽覺の通性

- 1、遠く見誤る。殊に白色偽装せるものは直前に現はるゝも尙ほ相當の距離ある如く感ず。吹雪濃霧の際は特に甚し。
- 2、山、森林、家屋等又敵部隊等を過大に誤る。
- 3、高きより低きへの通視は困難なり。下より上を透し見る事特に天空に透影するを有利とす。
- 雪上は特に然り。音響も亦低きより聽くを有利とす。
- 4、通常雪上に於ては、聽覺よりも視覺に早く感ずるものなれど、氣象等の關係にて聽覺の方に早く感ずる事あり。

(參考) 嚴冬 舟橋茂大佐の實驗

星夜無雪地に於て防寒被服を着用し、耳は防寒帽防寒襟にて覆ひたる場合。

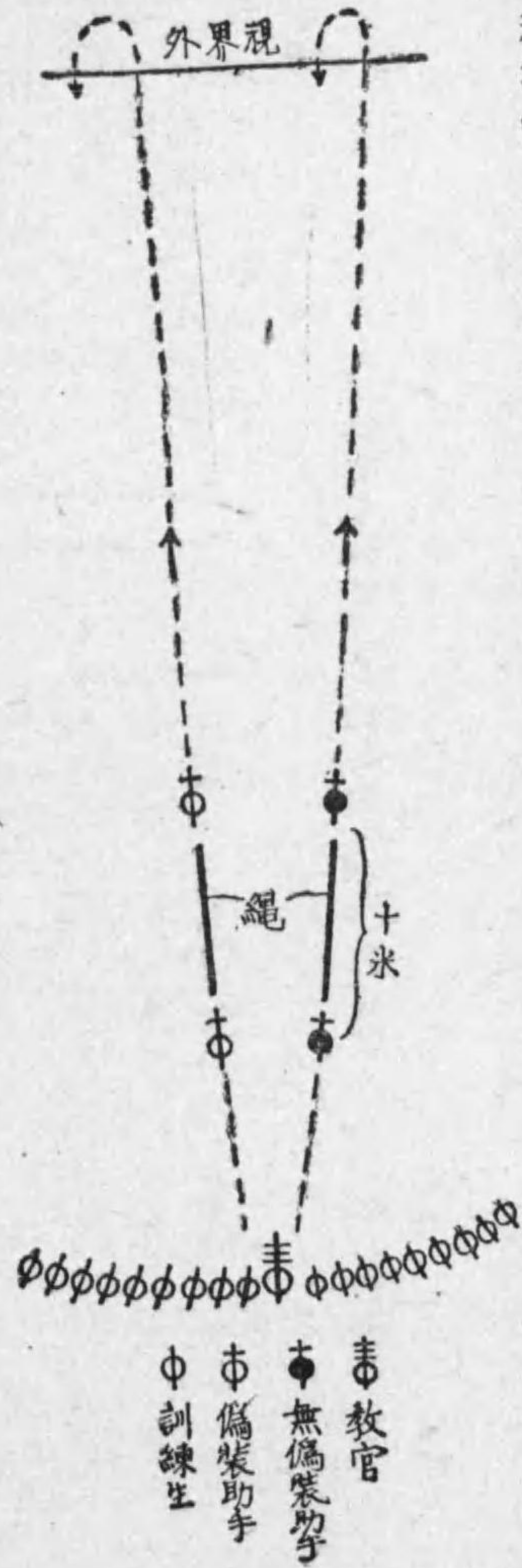
一、約十米の寒風あり 稍々疼痛を感ず	聽力	單獨兵	三米—十米
二、平坦なる草地にし て雪なく砂質凍結	視力	部隊	五米—二十米
		伏姿	五〇米(六〇米)
		膝姿	六〇米(七〇米)
		立姿	七〇米(一〇〇米)

備考 1、()内は部隊とす。

2、月光、積雪の夜は、單獨兵約百米、部隊は約二百米迄透視し得。

二、訓練は助教若くは助手二名を、一名は白色偽装せしめ、一名は偽装せしめず、教官の位置を基點とし、概ね平行して歩ましめ、十米毎に停止し、教官の合圖によつて發進し、逐次遠去からしめ、視界外に出づれば、笛等の合圖によつて引き返へし、前に準じて近付かしむ。此の間訓練生をして見え方、聞え方其他

を比較して覚えしむ。
又助手二名宛を配し、十米の距離を繩を携へて取らしめ、前項の要領によつて移行せしむるは更に可なり。(左圖)



以上の方法は、地形地物、明暗、背影等諸種の條件下に於て繰返へし實施するを要す。又此の方法に準じ、小部隊を移動せしむる事も必要なり。

三、聽覺訓練の爲め次の方法は有効なり。

前項に概ね準じ、助教助手を三十米毎に停止せしめ、遊底を開閉し、飯盒或はスキーを觸れ合はし、又咳をなさしめ等して逐次遠去からしむ。此の方法も亦諸種の條件下に於て繰返へし實施するを要す。殊に吹雪、濃霧、森林内に於ては、音の傳播は不良となるを以て、此の場合の訓練は必要なり。

四、聽覺訓練は、前方のみならず、四周特に後方より忍び寄る音を速に聽取せしむる訓練を怠るべからず。

五、視力聽力の訓練は同時に行ひ得るのみならず、之れを必要とする事にも留意するを要す。

第三節 目測、聽測

一、目測聽測の訓練は、前節の訓練と同時に進行得ざる事なきも、訓練を精到な

らしむる爲めには、更に別に立案して實施するを要す。

二、豫め距離を測定しおきたる數地點に、笛の合圖によつて助教助手を逐次出現せしめ又音を發せしめ、訓練生をして測定せしむ。

三、手榴彈投擲距離、突撃距離の判斷訓練の爲め、敵（陣地）の位置を假設し、之れに向つて二米間隔の一行横隊を以て屈身前進せしめ、先づ敵前二十五米にて、次に十米にて各自の判斷によつて伏臥せしめ、教官は正確に測定して正否を覺らしむ。

四、横方向の距離は過大に誤測し易きを以て、部隊の縦隊形を側方より測らしめ又敵陣地を假設（その兩翼端を實員其他にて示す）して測定せしむ。

五、火光は近く誤測し易し。訓練は概ね同一光度を有つ火光を、五十米、百米、三百米、五百米、千米の距離に準備しおき、豫め約束せる笛の合圖にて任意の距離の發光をなさしめて測定せしむ。此の方法は繰り返へし實施するを要す。火光は、懷中電燈、焚火、火器發射光等を用ふ。

六、火器の發射光と發射音とによる距離の判定は、音速約三百三十秒米なるを以て、三秒間に一より十迄數へる事を練習し、其の一呼唱は約百米となるを以て火光發見より音の聞ゆる迄に數へたる數を百米に乗ずれば距離を測定し得。

七、聽測の訓練は、本節第二項の方法によるも、更に小部隊を横方向に行進せしめて、スキ一の滑音その他にて距離、人數の判斷を行はしむる事必要なり。

八、夜間作業、陣地構築、露營施設、飯盒炊事等を實施するに方り全員を二分し、一半に作業訓練を、一半に目測、聽測の訓練を課し得れば有効なり。

斯る場合目測聽測訓練班は、作業地より約千米隔たりたる地點に位置し、先づ炊事の火煙光を目測し、次に靜肅行進の訓練を兼ね行ひつゝ作業地に向つて前進し、時々停止し作業に發する音を求めしめ、感じたるものは折敷をして距離を判定せしむ。教官若くは助教は豫め附近に散在する地物等により距離を概知しおき、その正否を教ふ。

一回終れば縦隊となし他の異なる條件の地區に移動して、數次繰り返へしたる後、

最後に作業地に向ひ横隊形にて基準を中央におき、教官は其前方適宜に位置し、静肅行進を以て前進し、時々停止して音響と距離との關係を知らしめつゝ五十米迄接近し、爾後は屈身姿勢を取らしめて作業地に至り前回の訓練を終る。次いで兩班の課目を換へて實施す。

但し此の訓練方法は、兩班の訓練時間を概ね同一なる如く計畫し得る場合に有効なり。此の場合、作業を前後半に分ちて計畫するは不可なり。

第四節 方向維持

一、夜間の方向維持は、磁針及地圖を利用し得或は北極星等の星座を望見し得る場合の外は甚困難なり。殊に雪上・スキー装着の場合は、地形及スキーの滑勢に制せらるゝ事多く、更に吹雪、濃霧に於ては、方向判定の物的憑據は皆無となるものなり。故に吾が豫想行動圏内の地勢を大觀し、區々たる地形地物に牽制

せらるゝ事を警戒し、大膽に概定せる方向に向つて直進するを可とする事多し。但し時々停止し沈着して四圍の状態を観察するの精神の裕りを確保するは、極めて緊要なり。

二、近距離の方向維持の一方方法は、三名一組となり、先づ行進方向に向つて甲乙は行進し、丙は基點に留まつて其行進方向を修正し、通視の最大限點に甲を、甲丙の中間に乙を停止せしむ。次に丙は乙の位置に至り乙は丙の到着を持つて發進し甲を通過して丙の修正を受けつゝ丙の合圍を受くる迄前進して停止す。

丙は甲の位置に至り、甲は前回の乙の動作を取る。斯くして逐次前進す。

三、夜闇特に吹雪濃霧中の方向維持は「勘」に據るの外なき場合多し。「勘」は「慣れ」によつてのみ培養せらるゝ事既述の如し。故に方向維持の訓練は、條件の異なる経路を有つ數到達點を指示し、之れを模索して到達せしむる事を繰り返へし實施するを要す。

四、連絡動作は以上の訓練により同時に鍊成し得。

五、吹雪濃霧中の訓練方法も本訓練に應用し得。

八八

第五節 行 動

- 一、各個滑降訓練を行ふ。方法は基礎スキーと同様にして嚴格整然と實施すべし。課目は制動滑降とす。
- 二、錯雜地行動訓練は晝間に於けるものに準じて行ふ。但し夜間は距離をつめ、尙ほ時々停止して隊の掌握を確實にし且つ事故の有無を調査するを要す。又列兵は先行者の行動に特に忠實に倣ひ、近隣の者に注意し、撞著を避け、音響の發生を嚴に戒しむるを要す。
- 三、靜肅行進の課目の實施に方つては、横廣の隊形を採り、記號により折敷伏臥、方向變換又簡單なる隊形變換を、スキーの摩擦音すら殺す如くして演練するを要す。

尙ほその間敵の照明を受けたる場合の訓練も併せ行ふものとす。此の訓練に方つては、豫め助教を先行せしめ、照明時機を約束しおき、懷中電燈、龕燈、松明、焚火等により照明を現示せしむ。隊は指揮者の記號により敏速然かも音を立つることなく伏臥す。隊員は顔を伏せ照明を直視すべからず。照明終れば頭を起し指揮者に注意す。

四、記號による指揮動作に習熟するを要す。

五、突撃は晝間よりも一層敵に近接して發起するを要す。

訓練要領は晝間に於けるものに準ず。但し喊聲はあげず。

陣内突撃の場合を想ひ、小地物の錯雜集せる場所を選び、又作業により構築せる散兵壕を中心として訓練する事は、上階程に於ては必要なり。

八九

第四章 行 軍

要 則

一、行軍は既に綜合訓練の一つにして、軍隊に於て行ふものと其の訓練の形式は同様なれど、戦技スキーに於ては、飽く迄も行軍素力の錬成を目的とするを以て、徒に情況を設けて、経路選定の戰術的合理化、行軍隊形の編組、其の他任務等に拘泥するは適當ならず。素力錬成の目的に合する如く計畫し實施するを要す。但し上階程に於ては此の限りにあらず。

二、行運訓練は、行軍軍紀の體得及有形無形の耐力の錬成に重點を置くものとす

三、列兵の遵守すべき事項

1、故なく進路速度等を變更し、距離を伸縮し、或は先行者を追越すべからず殊に下り斜面に於ては、制動をかけ先行者の速度に倣ひ隊形を亂すべからず

2、事故を生じたる時は、其の種類程度を助教（分隊長）若くは指揮者に申告し、其の指示を待つて處置すべし。

3、列外に出で遅れたる時は、速に原位置に復歸し、其の旨を助教（分隊長）若くは指揮者に報告すべし。

但し道路狹隘其他の事由により復歸困難なる時は、後尾の助教助手（後尾分隊長）に許可を受けて後尾に隨ひ、後尾助教助手（後尾分隊長）はその旨を指揮者に遞傳を以て報告すべし。

4、紊りに大聲にて談笑すべからず。

5、常に指揮者に注意し、記號を正しく判斷して直ちに之れに應ずべし。

6、停止或は休止に際しては、直ちに足部、装具特にスキー縮具等を點檢し、爾後の行動に支障なからしめ、然る後休止の場合は休憩すべし。休憩の時は雪中に腰を下す事なくスキーの上で蹲まり、時間の餘裕ある時はスキーを脱してその上に腰を下す。

行軍軍紀は以上を厳守せしむる事によつて培養するものなれど、同時に指揮者の嚴乎たる態度、適確なる指揮及各幹部の率先示範は、行軍軍紀の體得を速かならしむる重要素なるを以て、疲勞困憊を克服し旺然たる志氣を振起し、自ら實踐、無言の指導を心掛くるを要す。

四、行軍出發に先立ち、身體異狀者の有無を精査し、裝具並に之れが裝着の検査を嚴密に行ふべし。尙ほ塗臘についても一人々々に就き點檢するを要す。

第一節 初階程訓練

一、負荷

十疋

二、距離

二十五疋

三、經路

出發より少くも約十二疋は平坦地、爾後標高差三百米平均傾度約五度の山地を含ましむ。

四、隊形

平坦地は努めて二列縱隊、距離四米、各班の距離五米。山地は一列縱隊距離平坦地に同じ、但下降の場合は指揮者之れを指示すべきも、概ね各人の距離六米各班の距離二十米、

教官 先頭（誘導、總指揮監督）

助教 自班の後尾（自班の監督指導）

但し、下降の場合は自班の先頭（自班の誘導及監督指導）

助手 一名先頭（教官の傳令）

殘員全班の最後尾（事故者の收容）

班の順序 一休止毎に先頭を逐次交代

五、速度

天候地形雪質及隊員の状態によつて異れど、平坦地に於ては一時間六杆に近からしむ、山地下降の場合は轉倒者を出さず隊形を亂さざる程度に於て速度を出すものとする。

六、休止

疲労に先き立ちて行ひ、終始餘力ある如く注意するを要す。之れが爲め小休止を屢々行ふを可とす。地形、天候その他によりて異なるも、概ね二十五分毎に五分間の小休止を通常とす。

時間の餘裕ある場合は、助教は自班の装具を脱せしめ調節運動を簡單に行ひ、且つ異狀の有無を點檢して教官に報告す。

七、下降

先頭は全隊の技倆を考へ、速度を調節しつゝ滑降するを要す。全員は制動をかけて之れに續き、轉倒を努めて避くるを要す。又先行者を追ひ越す事は絶対に

すべからず。但先行者轉倒若くは事故を生じ、隊形甚しく亂ると判斷せし時は、その旨を後續の幹部已むを得ざれば後續者に告げ、事故者を避けて滑降を續くるものとする。

特別の事故により混亂に陥りたる時は、助教は自班を完全に掌握したる後、之れを誘導してなるべく速に教官の掌握下に入るを要す。

第二節 中階程訓練

一、負荷

十五疋 (銃を含む)

二、距離

三十杆

三、経路

十五軒は平坦地、十五軒は主として山地、標高差五百米平均傾度約十度を含む

四、隊形

平坦地は二(三)分隊併立隊形、山地は一列縦隊。

五、編組

小隊長 教官若くは教官主事

誘導隊 隊長 優秀なる助教若くは教官

隊員 技術體力共に優れたる訓練生十名

本隊 小隊編成、助教助手若くは優秀なる訓練生を分隊長とす。

各分隊は技術體力の概ね平均せる訓練生を以て編組す(各分隊の能力は異りて可なり)

收容隊 隊長 優秀なる助教

隊長の代理たり得る優秀なる助手一名を配す。

隊員 技術體力の優れたる訓練生十二名

六、各隊の任務及行動

誘導隊

本行軍訓練に於ては、進路の選定啓開を任務とす。之れが爲め要すれば地形偵察斥候を派遣す。本隊とは連絡兵を配置して連絡を保つ。先頭は疲労の度に應じて交代せしむ。

誘導隊は本隊の行動を支障せしめざる事に常に留意すると共に、本隊に準じて行動を律するものとす。

本訓練に於ては誘導隊は交代せしめず。

小隊長は總指揮に任じ、先頭に位置して、訓練の目的、隊員の狀態等を考へ速度の増減調節をなし、又氣象の變化、地形等に對する適確なる判斷及機敏なる處置に遺憾なきを期すべし。

訓練の爲め又疲労の均等を期する爲め、先頭分隊を逐次交代せしむ。連絡は誘導隊收容隊より本隊に取るを原則とするも、本隊も亦常に此の連絡に配意し、要すれば之れを補足するの着意必要なり。此の責任

本隊

者は先頭及後尾分隊長とす。

收容隊

本行軍訓練に於ては、事故隊員の收容を任務とす。此れが爲め收容隊は應急醫療品、装具の補修材料等を携行するものとす。

收容の状況については、機を逸せず遞傳を以て小隊長に報告するものとす。

本隊への連絡は收容隊より取るものとす。

七、速度

平均速度一時間六糎に近からしむ。但し山地に於ては此れが拘束により危険を冒す事を避け、慎重に行動するを要す。

八、休止

休止の時機、時間は行軍計畫に準據すべきも、隊員の狀態、氣象の變化、進路の實情等により變更措置の適切を期すべし。

九、其他は初階程訓練行軍に準ず。

第三節 上階程訓練

一、本訓練は廣義の綜合訓練となるも、指導者は行軍素力鍊成の要旨を忘るべからず。

二、本訓練は地方により山岳の位置その他の條件の拘束を受くる事多きを以て、距離、經路等は適宜決定するものとす。

三、負荷

二十五疋（銃を含む）

四、經路

平坦地十五糎以上、二千米級山岳登攀

五、日數

二泊三日、第一夜はなるべく舍營（山小屋等）

第二夜は露營（なるべく山麓）

六、附加訓練課目

- 1、山頂に於ける金槓、氷斧、登山用、綱の使用法及氷雪上の技術。
- 2、宿營特に露營及飯盒炊事
- 3、夜間の陣中勤務、警戒配備、陣地構築及夜襲動作
- 4、拂曉攻撃

七、訓練の次第（一例）

- 1、第二日十五時迄第一次情況下の行軍、此の間に山岳登攀を了す。
- 2、第二日十五時行軍終了、露營地到着
- 3、露營施設飯盒炊事食事を十七時迄に了す
- 4、十七時半より第二次情況下に入り、警戒配備等陣中勤務の演練を開始
- 5、十九時半情況を中止して全員集結
- 6、二十時再び情況に入り、夜襲を行ふ。

7、廿一時情況中止、露營。

8、第三日四時起床、同時に情況に入り四時半出發

9、五時半より拂曉攻撃準備

10、拂曉攻撃、追撃

11、七時情況終了

12、行軍歸宿

八、第一時情況は少くも敵と三日行程遠隔せる場合のものとする。

1、誘導隊は一ヶ分隊とし、任務行動は中階程の場合のものに準じ、更に訓練上必要と認めたる時は敵情搜索警戒の任務を課し、又要すれば休憩等を利用して誘導隊の交代をも行ふ。

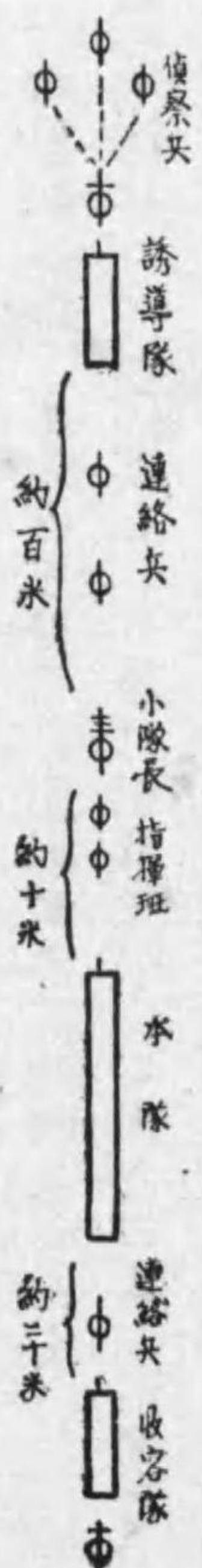
人員及訓練の關係上、誘導隊をして尖兵を兼ねしむるも可なり。

2、收容隊の人員は狀況に依るも、衛生、搜索、連絡等を考慮し、外傷疾病に對する救護、其の他列外となりたる者を搜索收容し且つ本隊との連絡を講ず

るに必要な人員を以て編組す。訓練上必要と認めたる時は後方の警戒任務を課するも可なり。

3、各分隊は技術體力概ね均しきものを以て編組するを可とす。

4、行軍隊形の一例



5、其他初、中階程訓練行軍に準ず。

九、第二次情況は敵と近接せる場合のものとし、作戰要務令の示す所に據つて計畫指導す。但し情況を簡單にし、基本的なる演練に止め、戦技スキーに於て既修せる基礎動作の勵行を重視すべし。

第五章 宿 營

要 則

戦技スキーに於ける宿營の訓練は、露營施設作業並に露營、及飯盒炊事施設作業並に飯盒炊事とす。又露營宿舎は雪洞とす。

第一節 露營地の選定

- 一、風雪に遮蔽する事
- 二、雪崩の恐れなき事
- 三、雪の吹溜りとならざる事
- 四、良水燃料を近くに得らるる事
- 五、情況下にありては敵に遮蔽し、迅速且容易に集合若くは出發、或は豫定陣地

を占領し得る事必要なり。

第二節 雪洞その他の配置

- 一、雪洞の個数は建制を破らざる事を考慮して決定す。
- 二、雪洞の配置は集合、監視の便及風向を考慮して決定す。
- 三、各雪洞の間隔距離は約五米とし、整然と配列す。
- 四、炊事場は風下にして水に近き所に設く。
- 五、厠は雪洞の後方且つ炊事所より離し風に遮蔽して設く。
- 六、黒布、常緑樹枝を用ひて目標とし、連絡交通に支障を來さざる如く處置す。

第三節 施設作業

全作業を同時に行ふものとして一案を示す。人員は教官を除き助教以下五十名とす。

- 一、六名用雪洞八個、本部用雪洞一個、炊事所一を築設
- 二、人員割

各雪洞に五名宛、炊事所に五名。

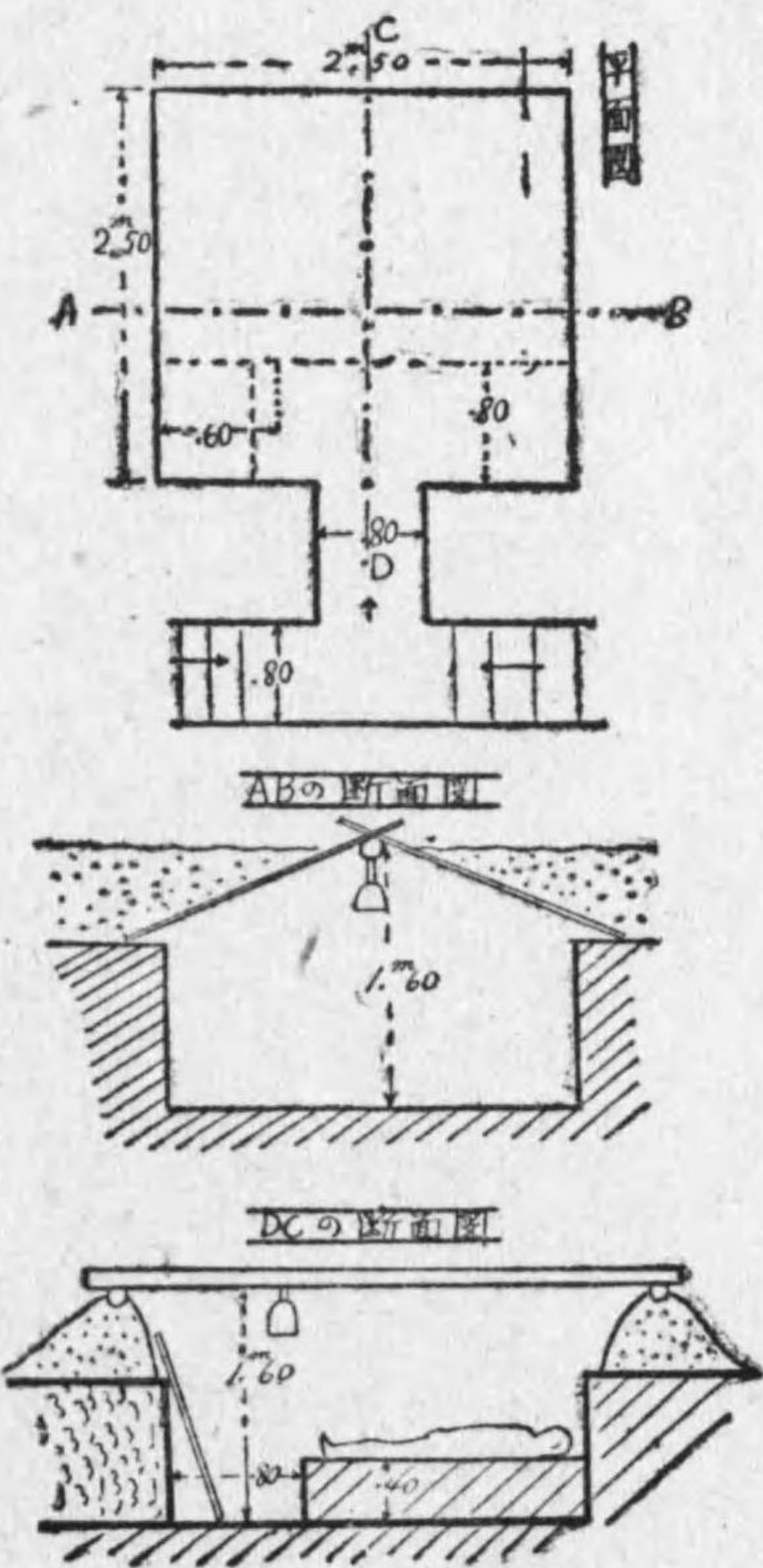
雪洞築設の爲めの人員割は建制を破らざる如く配意するを要す。此れが爲め雪洞開始に多少修正を加ふるに至るは已むを得ざるべし。

- 三、作業開始に先立ち、作業に差支へなき場所に班（分隊）毎に又銃し、スキーをその前方に整然と樹て、装具をその側におく。

四、雪洞築設

- 1、六名用を五名にて築設す。
- 2、助教（分隊長）は自班（自分隊）の雪洞の數を決定し開始を行ふ。
- 3、三名は掘開、二名は掩蓋及床用等の材料蒐集（訓練の場合は豫め準備し、

4、經始
 綜合演練の場合は設營隊が蒐集の案を立ておくを要す。



備考 1、入口は風下に設く。

2、掘開は成るべく深く地面に達するを最も可とす。

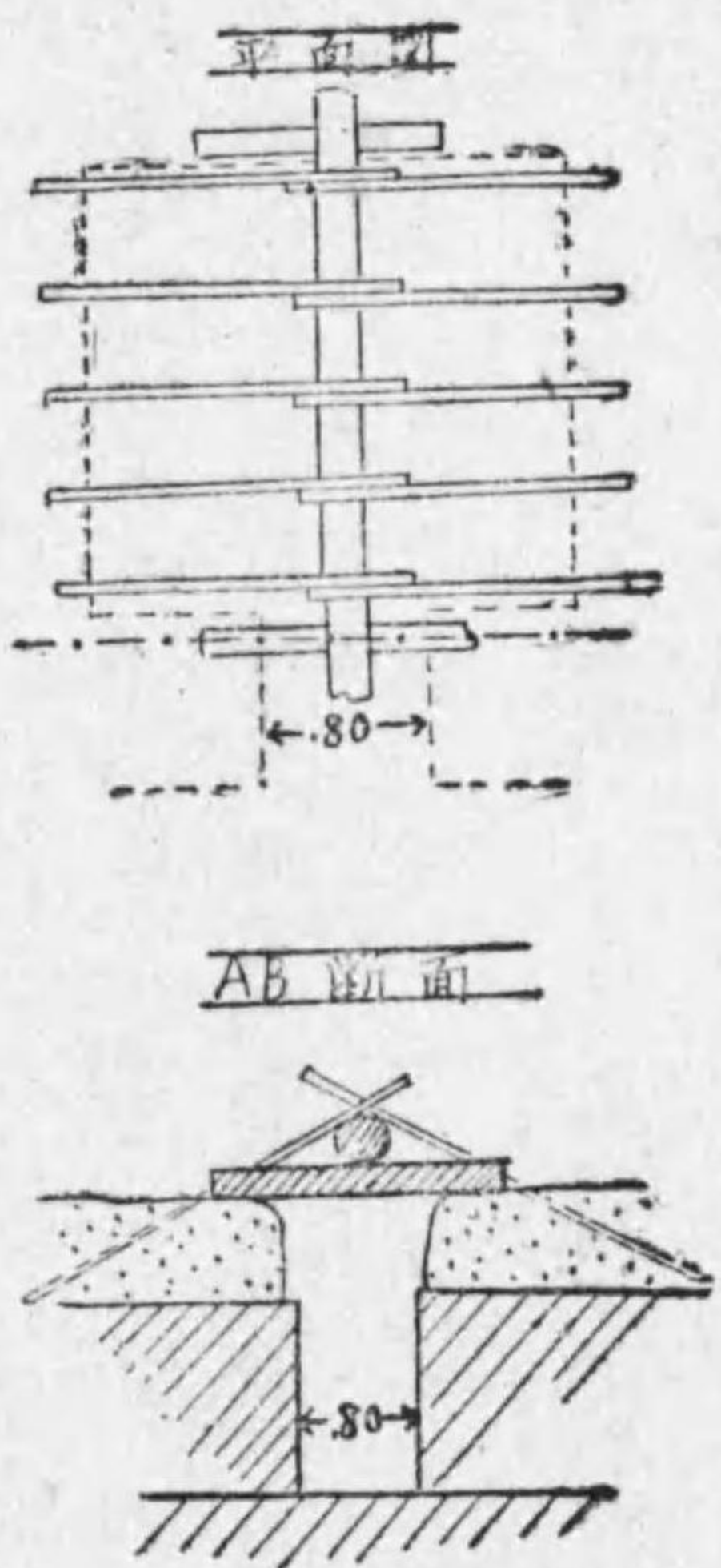
5、掘開は小圓匙により、なし得れば大圓匙を用ふ。已むを得ざればスキーを利用す、硬雪は十字鋏又は氷斧を併用す。硬雪或は之れに近き雪は、幅三十糎、縦四十糎、厚さ二十糎程度の雪塊として四圍に積み上ぐるを可とす。掘開の方法は無雪地の壕掘りに準じ、一名を指揮者として整然と行ふを要す。器具を打ち當て或は話聲を立てざる様注意するを要す。

6、掩蓋構築の材料は、徑三寸前後長さ三米餘の丸太一本、徑二寸以上長さ一米五〇前後の丸太二本、徑一寸五分以上長さ二米程の棒十本以上、尙ほ携帶天幕なき時は屋根葺用の樹枝を相當量

床用の材料也常緑樹枝多量、藁を用ひ得る場合にも常緑樹枝は下敷用として必要なり。

掩蓋組

材料を十分得られざる時は、スキーを利用す。但其場合はスキー二臺は除き置くを要す。



洞内にて焚火、炭火を用ふる場合は、瓦斯、煙の排け口を必らず設くるものとす。

その場合は、天空に火光の照映するを防ぐ措置を忘るべからず。

7、入口は天幕或は蕙等を二重に垂るゝを可とす。

8、積雪浅き時は、土地を時間の許す限り深く掘開し、天幕の裾を雪にて十分掩覆し、更にその上部に雪を積む事必要なり。又土地の掘開困難或は掘開浅

き時は、四圍に防風雪堤を築き、前圖の經始に倣つて築設す。雪堤は内壁を努めて急峻とし、厚さは上部に於て少くとも三十糎とするを要す。又雪堤は踏み固めつゝ築くを要す。

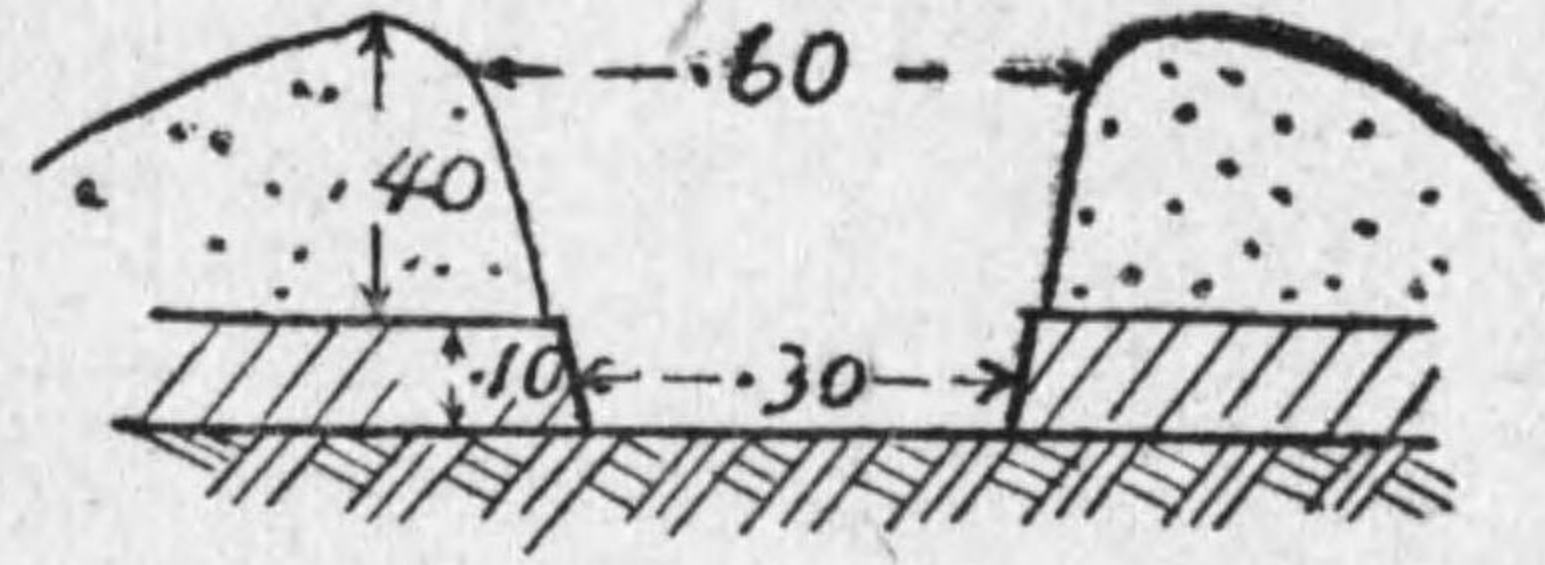
9、本部は、一般雪洞に準じて築設す。但各雪洞の監視及之れとの連絡に便なる位置に築設するものとす。

第四節 飯盒炊事

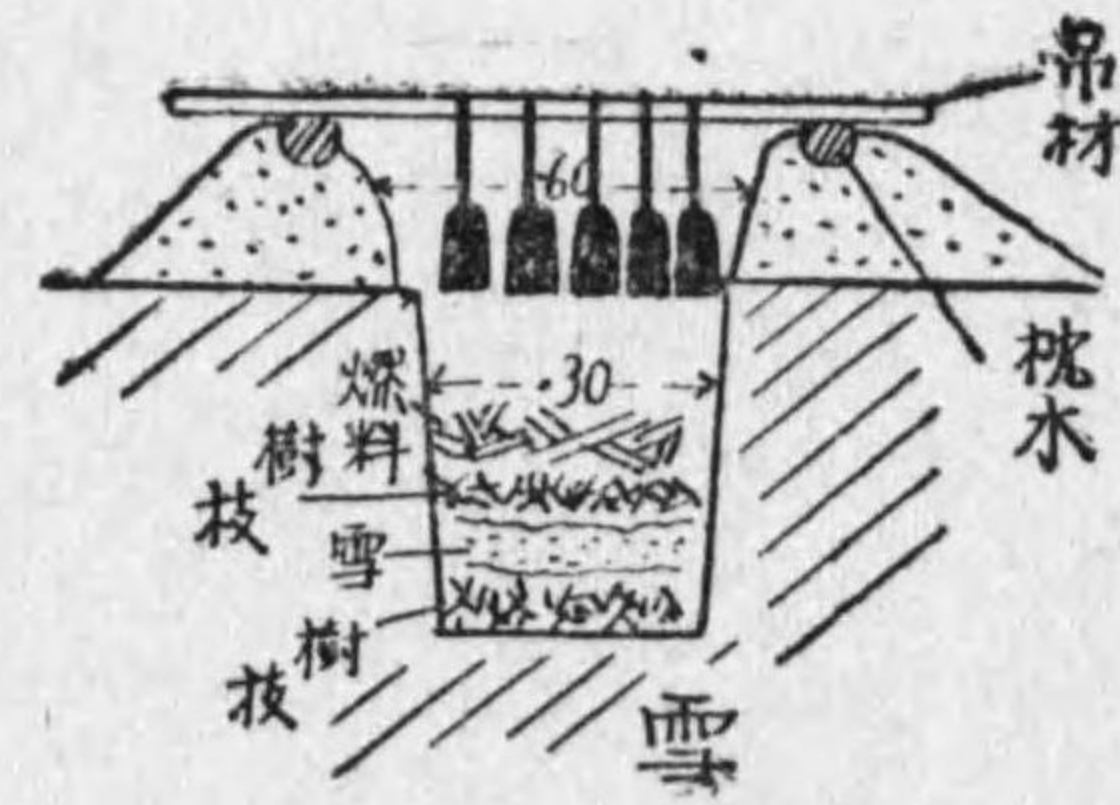
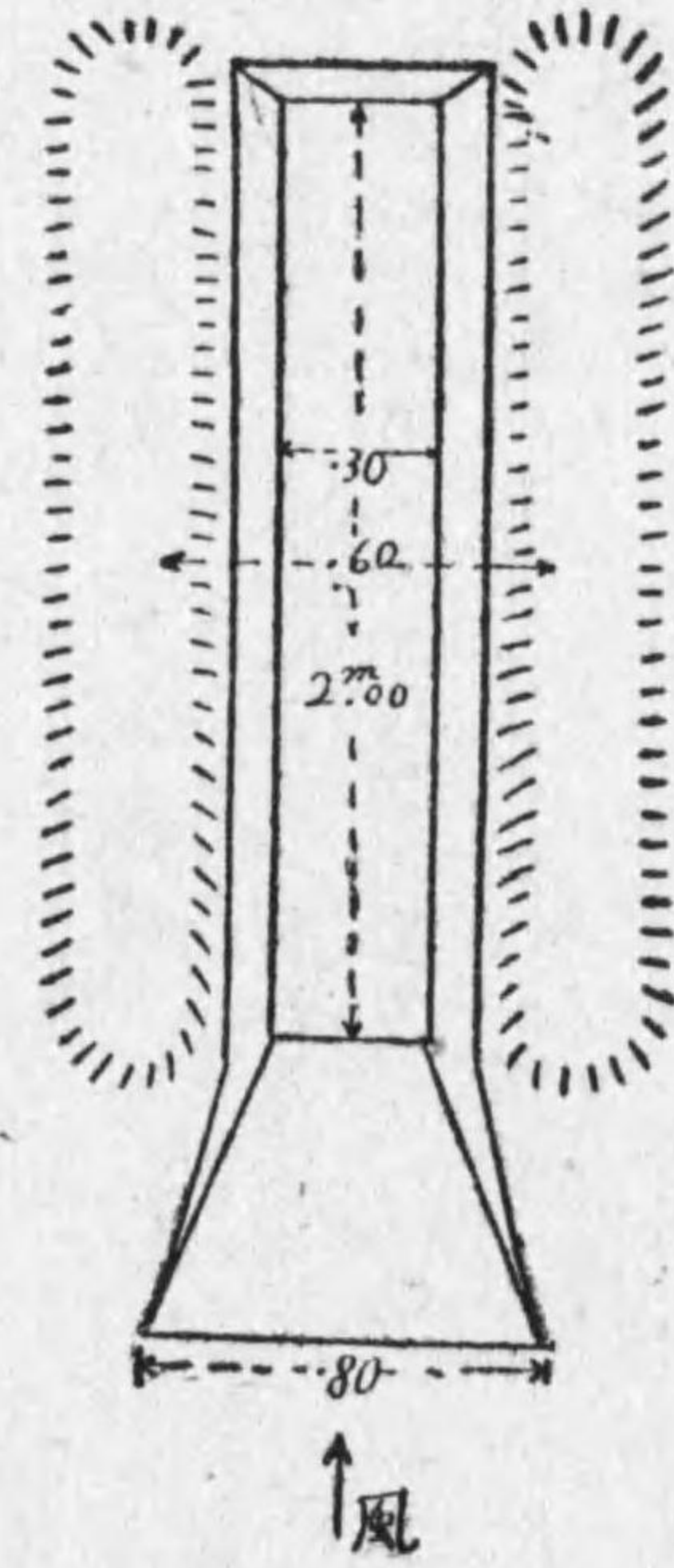
前條施設作業の人員割によつて同時に實施す。

一、五名の内一名(甲)は炊事壕掘開、二名(乙)は炊事の仕掛、二名(丙)は施設材料及燃料蒐集。後、丙の一名は甲に、丙の一名は乙に協力す。

二、壕の經始



- 3、又塚底雪なる場合、丸太を密に敷き得る時は樹枝を一層とし其の上に丸太を敷く。
- 三、積雪浅き時は、土地を掘開す。掘開困難なる時は、雪堤を踏み固めつゝ、雪の深さを補ふ高さに築く。但し雪堤の厚さは上部に於て約三十糎を要す。
- 四、材料は徑二寸五分程長さ二米程の丸太二本（吊材の枕木）徑二寸程長さ一米以上の棒十本（吊材）、燃料所要量、塚底樹枝所要量。（訓練の場合は豫め準備し、綜合演練の場合は設営隊が蒐集案を立ておくものとす）。
- 五、飯盒炊事の仕掛及炊事要領
 - 1、米は水に漬くる時は、三時間に二五パーセントの水を吸収して脹れ、夫れ以上は吸収せず。故に洗ひ立ての米と長く水に漬けたる米とは、水加減を鹽梅するを要す。



- 備考 塚の深さは、燃料が薪の場合は約四十糎、炭の場合は約五十糎
但し1、塚は壁を急峻にして八十糎掘り下げ針葉樹枝、雪、針葉樹枝の層を作り充分踏み固めたる時の深さを約四十糎（約五十糎）とするものとす。
- 2、塚底土なる時は其の層を作る必要なし。

野外にありては火勢散り易きを以て、室内に於けるよりも水を多くするの着意必要なり。

内地米ならば米一斤に對し水一斤二合を適度とするも、野外にありては一斤三合の割合を適度とす。又外地米は米一斤に對し水二升を要し、混合米の時は以上の割合を考慮して加減するものとす。

内地米は荒研を、外地米は精研を可とす。

2、全く水を得難き時は、氷雪を融解して使用するの已むを得ざることあり。然れども雪は一見清潔なるが如きも、之れを融解したる水は多くの塵埃を含み居るを以て、濾過を要する事多し。

雪の採取は人家、街道を離れたる場所に於てし、畑中より取るときは畝の風下の部よりするを可とす。

左に舟橋茂大佐の實驗結果を参考の爲め示す。

炊事に氷を用ふる場合。氷は上下兩面を削除す。一貫目の氷より水約二斤

五合を得べく、此の作業に約四十分を要す。

一貫匁の雪よりは約二升四合（氷と殆んど同量）を得、所要時間は氷の半分にて足る。即ち飯盒一杯の雪より約二合五匁の水を得。

雪に加熱するには高粱稈約六分間に復水し、十分間に沸騰す。氷は約十分にて復水し、飯盒に約半量の水を得。

その仕方は、復水しつゝあるものを攪拌して、除ろに雪或は氷片を入るゝ如くす。

3、炊事には水仕立と湯仕立の二方法あり。

水仕立は初め強火を當て、約十五分にして「ネバ」を吹き出したる時稍々火勢を弱め、約十五分にして乾蒸氣となりたる時殘火とし、逆さに伏せて殘火に當つ。斯くする事約十五分にして飯となる。

湯仕立は初め湯を沸かす。沸騰し初めたる時、洗ひて水を切りたる米を入れ掻き廻し、表面を中凹の形にして蓋をなし、強火に當て七、八分乃至十分

にして噴きあぐ、此の時火を弱め、約十五分を経て乾蒸氣とならば残火として十五分程蒸せば飯となる。

積雪中は水不足のこと多きを以て、換め米を洗ひ置くを便とする事多し、故に湯仕立の方法に慣熟する事必要なり。

又時として飯盒に一食又は二食分の水を入れて凍結せしめ、其の儘携帯して復水、沸騰せしめて炊事を行ふを利とする事あり。

4、燃料たる薪は焚付と主薪とあり。

焚付は重要にして、多量に準備せざれば炊事に支障を來す惧れあるを以て、之れが蒐集を等閑にすべからず。

焚付としては、新聞紙及松、竹の細く割りたるもの等を準備し得れば可なるも、現地に於て蒐集する場合は、枯枝、雜木、唐檜、梅、白檜、樺等の指にて折り得る程度の細枝を蒐め、或は太き枯枝を七、八寸の長さに截り、箸程の太さに割りて之れに當つ。

主薪は倒木、流木等の枯木を最良とするも、枯れ過ぎて腐朽せるものは用をなさず。又枯木のみにては燃え切り早きを以て、生木を適度に混するを要す主薪には潤葉樹と針葉樹とあり。針葉樹は燃えつき易きも、皮はじけ、残火の火力弱し。潤葉樹は燃えつき悪しきも、火持よく残火も豊富なり。

此れ等の主薪は適當の長さに截り、焚火の側に並べて乾燥しおく著意肝要なり。

5、焚き方は、燃え易き薪を内にし、燃えしき薪を外にして三角錐形に組み上げ、その中に焚付を入れて焚きつくるを可とす。尙ほ薪を交叉せず平行に燃やす注意必要なり。

第五節 露營訓練

第一款 設 營

一、基礎訓練の場合は、豫め位置を選定し、諸事項特に材料の蒐集等詳細に計畫し萬端の準備を盡し、實施に方つて不秩序に流れ、混亂を來す如き事なからしめ、訓練生をして如何なる場合に於ても秩序正しく整然と實施し得るものなる事を體得せしむるを要す。

二、情況下に行ふ綜合訓練の場合は、設營隊を充分時間の餘裕を與へて先行せしむ。

設營隊は有能なる助教を長とし、技術體力の優れたる訓練生數名を以て編組す設營隊は敵情、露營に關する事項、隊長の意圖等を詳細に承知したる上、速に豫定地に至り、位置の選定、雪洞、炊事所、厠の配置及水、施設材料、燃料の取得等に關し、綿密に偵察し、妥當に判斷し、要圖を調製し、意見その他所要事項を附記し、本隊の到着前なるべく速に隊長に報告し、且つ本隊誘導の爲め所要の人員を派遣す。

第二款 露營の諸勤務及起居

一、基礎訓練の場合

本部 指揮者たる教官及教官補佐の爲め助教一名、傳令不寢番の爲め訓練生三名。計五名

各雪洞 六名、助教助手若くは優秀なる訓練生を舍長とし、不寢番を置く。

教官は總指揮監督に任じ、隨時各雪洞その他を巡視す。

本部附助教は教官を補佐し、教官の指示を受けて巡察し、本部の傳令不寢番を監督指導す。

舍長は命令の受領、傳達、舍内訓練生の監督指導をなし、不寢番をして任務を勵行せしむ。

不寢番は概ね一時間交代とし、常に火を絶さぬ事、靴、濡れ物の乾燥及焼かぬ事等に要心し、異状ある時は直ちに舍長に告ぐ。

訓練生は、銃の手入特に濕氣を拭ひ去り、塗油したる後、雪洞内所定の位置に

順序正しく置き、濡れ物を乾かし、雪に體を接せぬ様に處置し、翌日の訓練に支障なき様なるべく多くの睡眠を取ることを心懸く。

スキー及杖は、雪洞外風下に整然と樹て各自標しを附しおくを要す。舍内にて放歌、高聲の談笑をなすべからず。

二、情況下に於ける綜合訓練の場合

教官は露營司令官、日直將校、巡察將校等を兼ねぬ。助教一名を巡察下士官とす。露營衛兵を置く。之れが教育指導は、教官、巡察下士官たる助教之れに任ず。

非常警報に當つては、スキーを装し銃を負ひ、分隊毎に雪洞前に集合、分隊長は掌握して集合場に至り、小隊長の指揮下に入る。

此の動作は肅然と敏速に行ひ得る如く訓練す。

其他は基礎訓練の場合に準じて行ふ。

三、露營訓練の際は、防寒に關しては、充分準備しおくを要す。毛布、寢袋を準備し得れば甚可なり。

尙ほ燈火用具の準備は必要なり。基礎訓練に於て特に然り。

第三款 施設 撤收

班長（分隊長）の指揮により、銃を雪洞外適當なる位置に整然と又銃し、装具をその前に併べ、構築と概ね反對順序に取り片付け、材料は教官（小隊長）の指定せる位置に正しく集積し、掘開個所は埋め、露營の痕跡をなるべく少くし、装具を着け銃を負ひスキーを装して集合所に至り整列す。以上の動作は靜肅敏速に行ふべし。

第六章 作業

露營施設作業、渡河作業については、敘述の都合上各々宿營、水流通過の章節に記述せるを以て本章には掲げず。

第一節 櫓の曳行

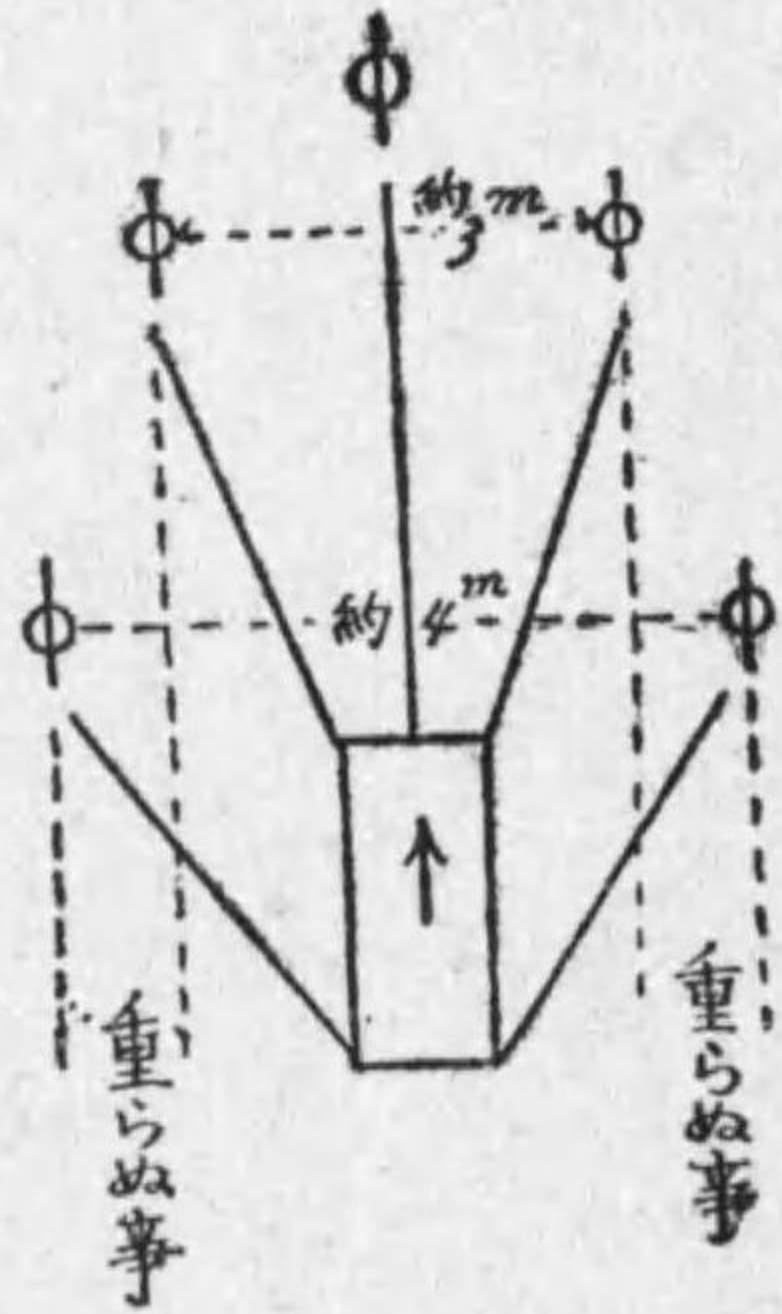
要 則

戦技スキーに於ける櫓の曳行訓練の目的は、牽引力の鎖成と牽引特に牽引登降の要領を會得せしむるにあり。故に櫓の型式は軍用櫓の型式に拘はるの要なく、入手容易なるものにて可なり。但し少くとも六十疋を搭載し得るものなるを要す。網は牽引に耐ふれば可なり。長さは五米を要す。但し急坂登降に當つては、殆んど全重量が加重する事を考慮し且つ長索を以て引き上げ下すを必要とする事あるを想ひ、長さ三十米の登山用網の如きものの準備も必要なり。

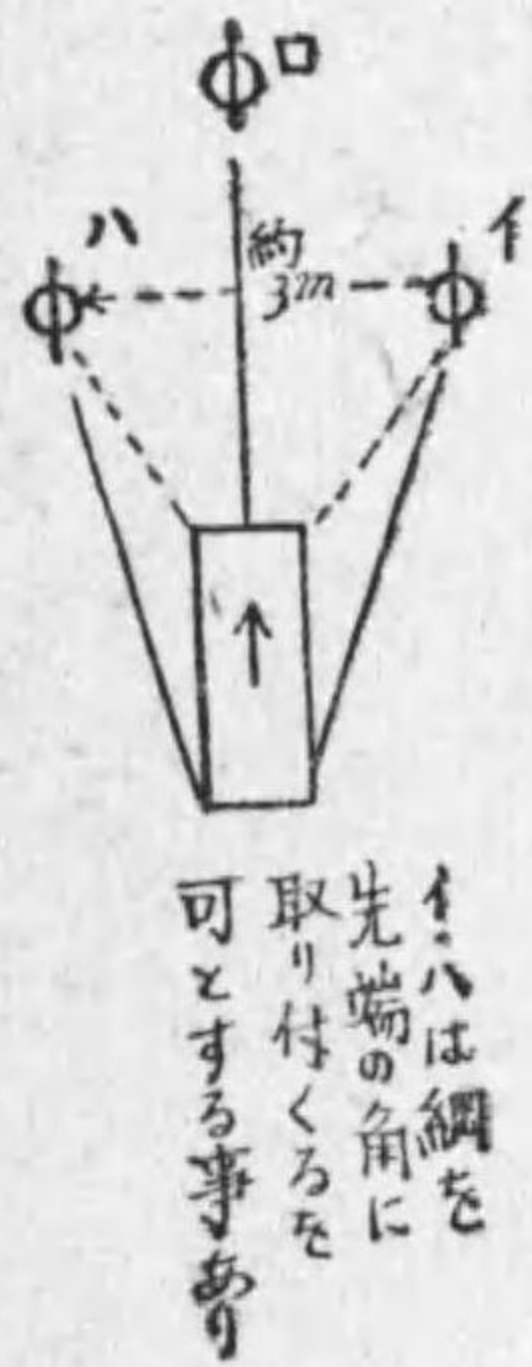
第一款 曳行人員の配置

第一圖

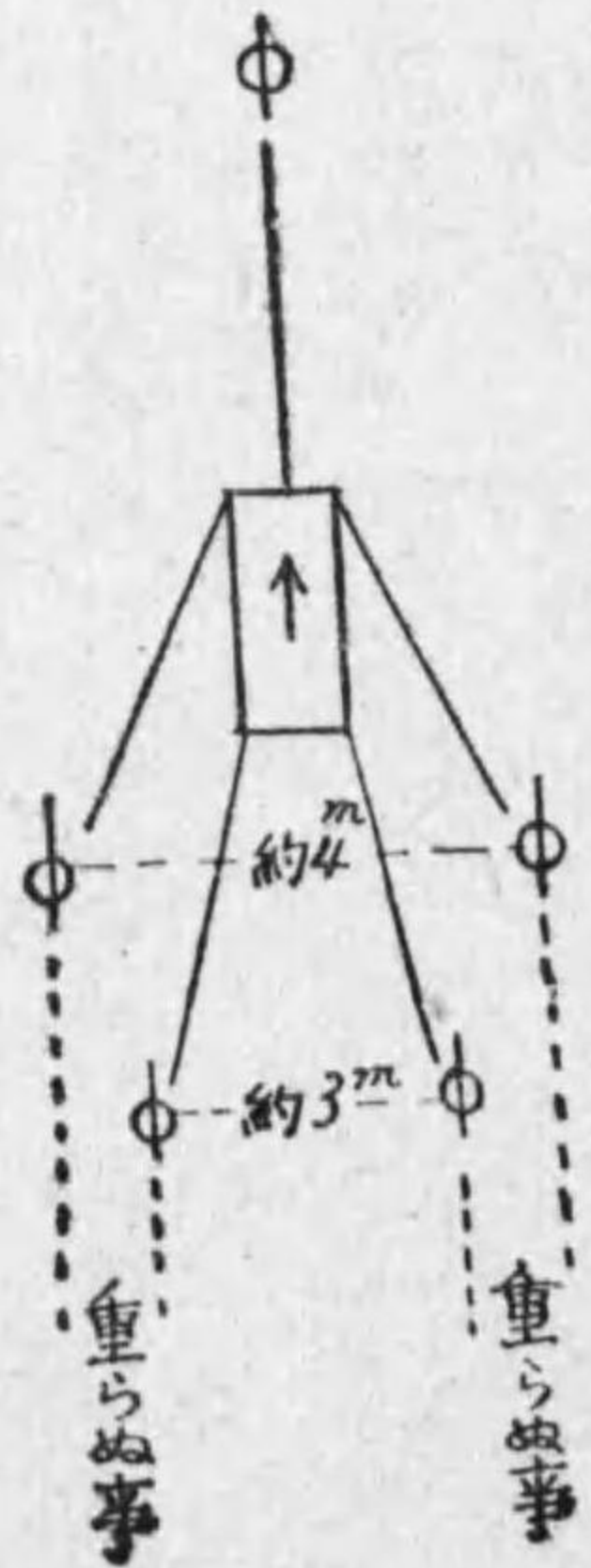
五人の場合 (登り)



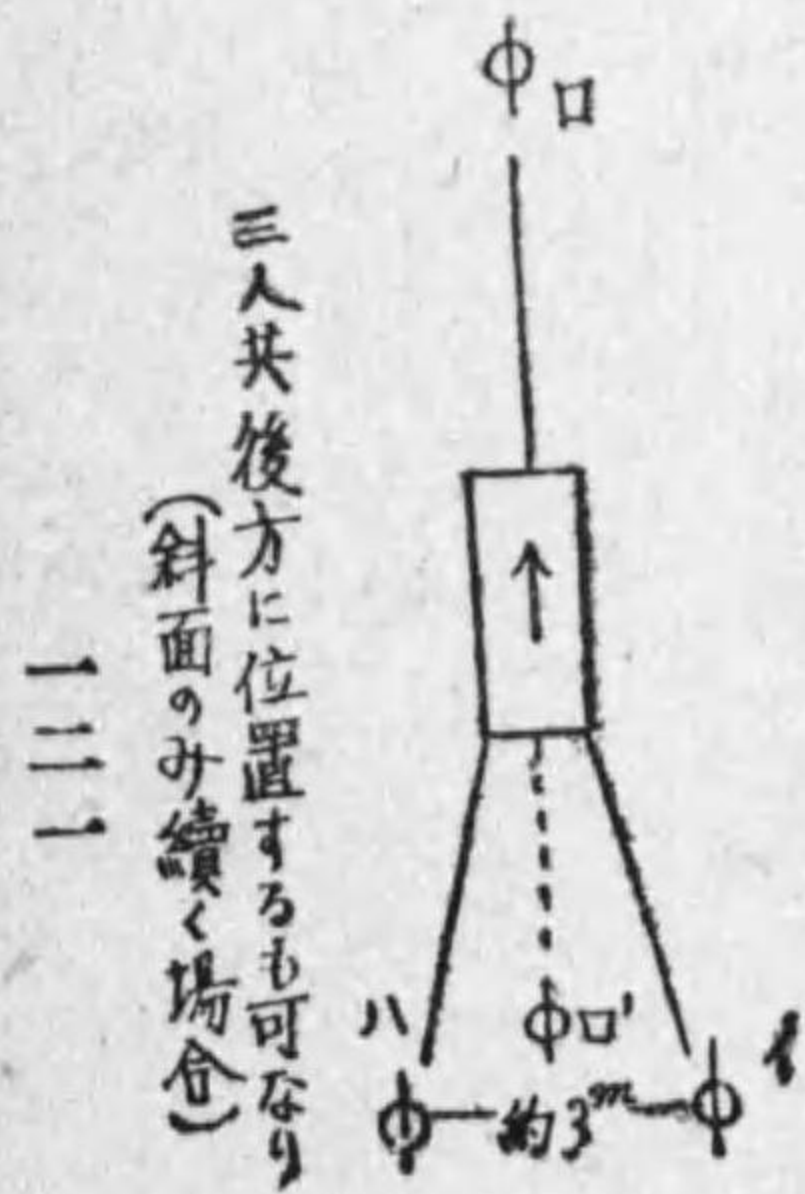
三人の場合 (登り)



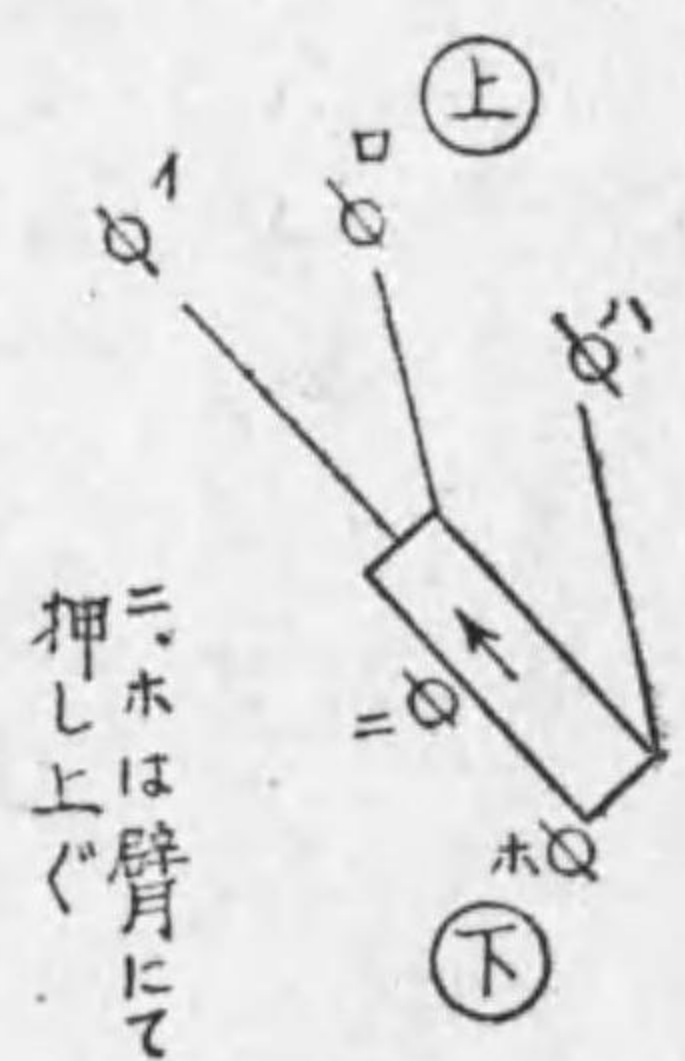
(降り)



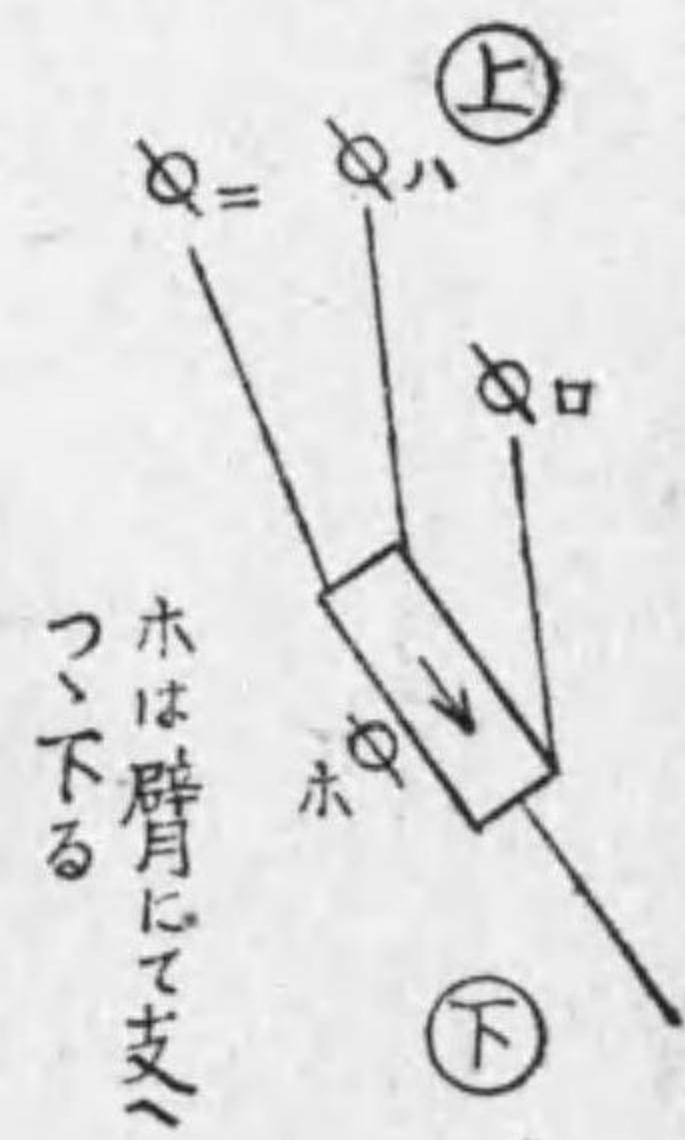
(降り)



登り



降り



一二三

第二圖

第二款 曳行上の心得

- 一、曳者は綱を約四米附近にて握り、綱に緩みなからしむるを要す。
- 二、曳者は努めて運歩を合す。
- 三、相互の間隔は杖とスキーの操作に妨げなきを度とし、概ね前圖の間隔を必要とす。
- 四、綱は登りは短か目に、降りは長が目に使用するを可とす。
- 五、急坂の登降は綱を以て引上げ引き下すを可とす。

三人の場合は概ね之れに準ず

- 六、斜面の斜登降は、曳者を第二圖の如く配置す。
- 七、降りには曳者は完全に制動しつゝ降る。
- 八、急坂の場合は、長索を以て引き上げ吊り下すものとす。

第三款 訓練

- 一、初期は平坦地及緩傾斜地に於て實施して安全確實を要求し、漸次傾度を増し或は錯雑地に移り、又速度の要求を加へ、遂には部隊速度に近からしむるに至るを要す。
 - 二、夜間訓練も實施するを要す。
- 夜間は特に慎重に扱ひ、先頭の誘導曳者は、進路の傾斜の變化を瞬時に發見し、要すれば直ちに停止を合圖し、速かに曳者の配置を變更し、誘導曳者の合圖によつて同時に發進するものとす。

- 夜間はなるべく斜登降、錯雑地を避くるを要す。要すれば進路偵察の爲め、一二名を近距離に先遣し、進路の誘導をなさしむ。
- 三、基礎訓練の場合には、曳行者以外は、助教の誘導によつて、曳行訓練を妨げざる位置を移動しつゝ見學せしめ、逐次曳行者を交代して全員訓練を実施すべし。之れが爲め橋を少くも二臺は準備する如く努むるを要す。
- 四、牽引力錬成の爲め、スキー装着の儘、左圖の方法によつて綱引を行はしむる

前向引合



後向引合



は有效なり。
綱の長さ十五米以上、四名乃至六名宛對抗して行ふ。
此の訓練は時々競技的に挿入實施するを可とす。

第二節 標の使用法、氷雪上の技術、綱の使用法

第一款 標の使用法

標には輪標と金標とあり。

- 一、輪標には有爪のものと無爪のものとあり。輪標は雪崩の危険性ある斜面、澤の源頭にある隘地、雪稜、軟雪の密林等スキー使用に不便なる場合或はスキーの破損せる場合等に使用せらるゝ雪上歩行具なり。
- 1、輪標の履き方は、爪掛に爪先を入れ、後ろを細引にて足首に結び着く。
- 2、輪標歩行に方つては調子を崩さず、一步々規則正しき歩幅を以て、所謂

ガニ股による緩歩を原則とす。兩杖は一束として持ち、雪輪を軽く雪面に押し當て體の平衡を保ちつゝ動作す。

斜面急を加ふる時は、兩杖を兩手に持ちて體重を之れに移し、這ふ如くして動作す。

最も技術を要するは、深雪斜面にして、足を雪面より抜く時の力を利用して空中に弧を描きつゝ次の斜面に蹴り込むものとす。

3、輪標を以て斜面を横切る場合は、外側（谷側）の足は容易に動作し得るも内側（山側）の足を雪中より抜き出す事は困難にして、傾度加はれば愈々甚しく、遂には體を山側に向け蟹の横這の如き動作をするの已むなきに至る。

二、金標はスキーを以てしては動作危険なる堅雪並に氷雪に使用す。八本爪、十本爪を通常とし、靴に完全に合ふ事を條件とす。

1、金標の着脱に方つては左の注意を要す。

イ、縮具は縮具の伸縮を考慮し、金標と靴底とが離れて動揺し或は締め過ぎ

て足部の血行を阻む事なきを要す。

ロ、着脱の場所は、スキーの着脱場所よりも高度高く、寒冷と寒風の甚しきを通常とするを以て、手袋を用ひたる儘着脱し、又暗夜に於ても着脱し得る如く訓練しておくを要す。

2、金標による登降は、足底を氷雪面に努めて平行に持ち上げ平行に踏み、金標の爪部が氷雪面に直角に刺さる如くするものとす。而して此の場合身體の均衡を保ち、沈着確實に動作するを要す。

緩斜面登行にありては歩幅を相當に廣くし、兩足底の中心線が一直線になる如くするを要す。

傾度加はるに従ひ、兩足の爪先を外側に開く、但足底の中心點は一直線上にあるを要す。

急斜面登行にありては、スキーの階段登りの如く山側の足を最大傾斜線に直角に置き、谷側の足を之れに平行せしめてその傍に引移す如くす。此の場合

氷雪面缺壞の恐れあらば、山足を廣く上方に踏み、足跡の間隔を大ならしむるを要す。

3、金標によつて斜面を下降する場合は、足跡を一直線上に置くものとす。傾度加はるに従ひ踝の調節は困難となるを以て、膝關節を強く曲げて之れを補ひ、且つ氷斧を後方に突きて體の平衡保持を助く。但し此の場合氷斧にたより過ぐる時は、金の標爪より體重抜け、滑落の危険あるを以て注意するを要す。

4、金標を着けて斜面を横切る場合は、緩斜面ならば登行の要領に準じて一直線に踏み進み得るも、傾度加はるに従ひ踝の屈折困難となるを以て、山足を進行方向に向け、谷足の爪先を外側に開き、靴底を斜面に隙なく合致せしむ。氷斧は通常山側に水平に突き體の安定を助くるも、單なる補助に過ぎざるを忘るべからず。更に急斜面とならば、兩足とも爪先を谷側に向け横歩きなすに至る。

第二款 氷雪上の技術

一、氷雪上の技術は靱強なる精神力の上に初めて生くるものにして、大膽、細心、更に勘は氷雪上の技術修得上缺くべからざる精神的要素なり。

二、氷雪上の技術は、特に實地訓練を重ねる以外に修得の道なきも、その基本的事項は一應心得置くを要するを以て左に列記す。

足場の切り方

1、氷雪面の傾度大なる時は足場を切るを要す。特に部隊行動に於ては極めて必要なり。

足場を切るには氷斧を用ふ。此の動作は急斜面に立ちて行ふを以て、體の平衡を微妙に保ちつゝ氷斧を掉ふを要す。此れが爲め氷斧は臂或は肘の動作に依り、肩を用ひて振り下す事尠し。

2、足場を切る場合は確實なる足場に立つを要す。急斜面にして不安定なる時

は、山足の膝を斜面にあてがひ安定度を加へて後動作するを要す。

3、氷斧は氷に對しては尖部を、硬雪に對しては刃部を使用す。

硬雪面は單に二、三回引搔くのみにて足場を作り得るが故に大なる勞力を要せざるも、氷の場合は相當の勞力を要す。此の場合は先づ軽く一撃して氷面に裂れ目を作り、續いて輕き打撃にて上方の氷を碎き裂れ目の廣さを加へ、最後に氷斧の刃部を用ひて細氷片を取り除き底面を平にして足場を完成するものとす。足場の大きは一般に靴底を容るゝに十分なれば足り、大に失するは却て危険なり。但電光形登行の場合の方向を轉ずる個所は、兩足を置く大きさを必要とす。

4、足場と足場との間隔は離れ過ぎざるを要す。殊に登行に用ひたる足場を、下降到使用する場合その間隔大なる時は、平衡の保持困難にして滑落の危険あり。間隔は通常一尺以内を以て適當とす。

又足場は一列に並ぶる事なく、左右の足に對する足場が平行なる二列となら

しむるを可とす。一列の足場は下降到際し衣服に金標の爪を引懸け易く危険なり。

5、斜面に對し何れに側面して立つも、常に正確に足場を切り得る如く、左右何れの肩よりも氷斧を振ひ得る練磨を積むを要す。特に極めて急峻なる氷壁面に於ては、安定を保つ爲め一方の手にて手懸りを確保し一方の手にて足場を切るの已むなき場合あるに於て然り。

第三款 網の使用法

登山用網を用ふる氷雪上の技術の原則は、岩登りの場合に準ずるも、特に氷雪上に於てのみ用ふる方法を左に列記す。

一、結び方と長さ

氷上は岩場と異り、比較的障碍物なく、従つて滑落の衝動激し。依つて網の結び方は二重結びを良しとす。

又綱の長さ（各人の間隔）も岩場の場合よりも短くし萬一の場合の牽引に備ふるの著意必要なり。但し以上は絶対的のものにあらず、情況に即し適當に判斷して處置するを要す。

二、確保法

岩登の確保支點は主として岩角なるも、氷雪上にありては氷斧を以て之れに代ふ。即ち雪上にありては氷斧の柄を深く雪面に突き立て、綱を柄の後に廻はして手繰り或は繰り出すものとす。此の際突立てたる氷斧は多少山側に傾け、可及的に深く固定する著意肝要なり。又確保者より一、二米の綱の輪を作り氷斧の柄を之に通し、自己確保をも併せ行ふ。

積雪固く氷斧の柄を充分利用し得ざる時は、氷斧の尖部を突き刺し確保支點となす。此の場合柄は斜面に沿ひて固定し、なし得れば山足の膝にて壓さへ着け安全性を増すを要す。自己確保の輪は氷斧の丁字形をなす部分に装着し、確保せらるゝ者の綱は尖部の背後を通る如くす。尙ほ尖部の打ち込み角度は、滑落

の衝撃に對し單に抜け落ちざるのみならず、逆に斜面に深く喰ひ込む如き角度なるを要す。

若し尖部を以てしても尙ほ突き刺し得ざる如き場合或は之れに信賴感を持ち得ざる場合は、確保者は大なる足場を作り、金標を踏みしめ、手にて確保するを要す。此の場合は谷足に確實なる支點を置き、體を僅かに山側に傾け、綱を肩に廻はして肩にて確保するものとす。

第三節 綱による登降

急斜面をスキー装着の儘、直登降するを要する場合あり、斯る場合は綱を補助として登降す。

- 一、綱は登山用綱（徑十二耗位）を可とす。
- 二、登降

1、教官若くは助教は横登り等にて先行し、綱を岩角或は立木、若し適當なる地物なき時は、氷斧等を深く雪中に突刺し之れに綱を巻きて確保す。

2、隊員は同一方向に面し、兩杖を谷側の手に手革を通して持ち、山側の手は下より谷側の手は上より綱を握り、體は稍々谷側に側けてスキーの角附けを有効にしつゝ、横登りの要領にて登る。各人の間隔は、綱の支持力を考慮して教官之れを指示すべきも概ね二歩を適度とす。降りには概ね登りに準ず。

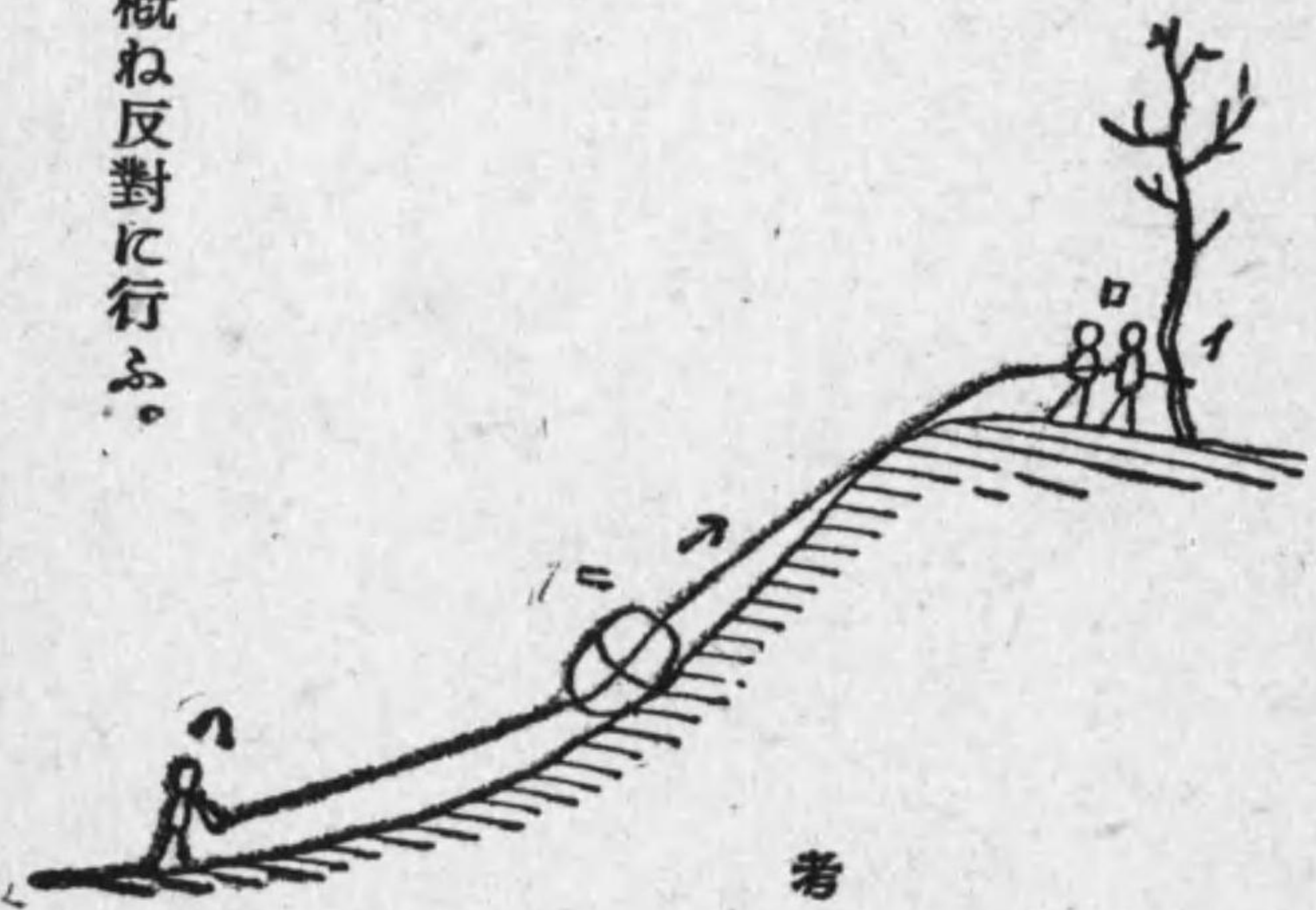
此の際横登りの要領を正確に落着きて實施する事は極めて必要なり。

三、訓練は、初期は三十度乃至三十五度の斜面を選び、漸次傾度を増し、四十五度程度に至らしむ。

但し雪庇を避け且つ雪崩の恐れの有無を充分検討するを要す。

四、本訓練は危険を伴ひ易きを以て、綱及支點の強度に就き充分検査し、遺憾なきを期すべし。

五、綱による三十疋程度の重量物の引上げ吊り下しは概ね左圖の要領にて行ふ。



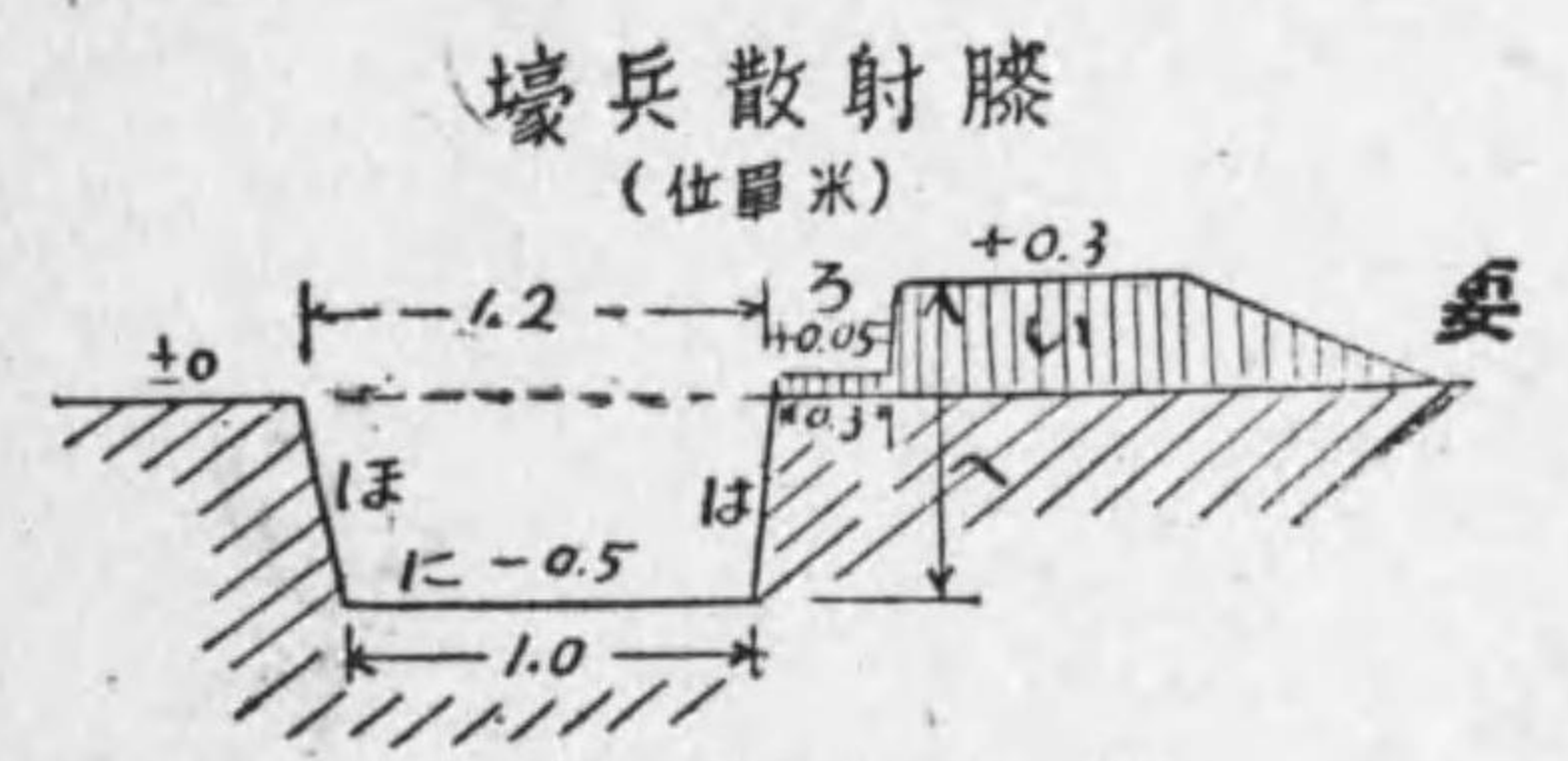
考 備

イに綱の端縛る
 ロはニを引上ぐ
 ハは補助綱を逐次伸しつゝ
 ムニを雪に没入せしめ
 ざる如く操作す

吊り下ろしは概ね反對に行ふ。

第四節 散兵壕の構築

則



- い 胸牆 戰技スキーに於ては散兵壕は、膝射散兵壕の構築要領を一通り會得せしむれば可り。散兵壕構築要領は概ね無雪地に於けるものに準ずるも、特異の點を左に示す。
- ろ 臂座 一、經始は繩を以てするを可とす。
- は 前崖
- に 壕底
- ほ 後崖
- へ 照準高

二、後崖經始の後方二スキー長の所に又銃し装具を置く。

三、全員を、前崖經始線の右端を右翼として敵方に向け、各人のスキーの耳金の前端を繩の上に置く如くして間隔をつめたる一列横隊を作り、指揮者の指令により左端に向つて踏み固めつゝ横歩きせしめ、一往復の後、一足長前出させ、同様に往復せしむ。又全員を二分し兩端より中央に向て往復せしむれば、踏み固めの強度を均等に近からしむるを得。

四、踏固めの後、無雪地に於ける要領に準じて構築す。

五、雪中構築上の要點は、臂座及胸牆を強固ならしむるにあり。此れが爲め先づ臂座及胸牆をスキーを装して踏み固めつゝ築くを要す。又胸牆は雪が自然に盛り上りたる如く築き且つ踏み固めによつて生じたる異色を消す爲め他の雪を以て覆ふ等巧妙なる偽裝に配意するを要す。

第五節 作業用具の使用法等

要旨

圓匙、十字鋏、鋸、斧等の使用法、樹木伐採法及結網法は、作業の必要に臨み指導するに止め、戦技スキーに於ては特に時間を設けて實施すべきものにあらず。故に指導者は所要に應じ、卷末に附載せる「作業の参考」を参考し其都度教ふれば足れり。

第七章 競技

通則

戦技スキーに於ける競技は訓練の一手段なり。即ち戦技スキー競技は、興味を

附加せる雪上戦闘素力強化の一手段として、且敢闘精神涵養の一方法として、意義と價値とを有たしめたるものなり。故に軍人精神に戻り、在戰場感を没却し、一途に高記録の作爲に没頭するが如きは許さるべきにあらず。

此の觀念を基調として、技と速さとを競ひて初めて戦技スキー競技と稱へ得るなり。

第一節 競技種目の選定

戦技スキー競技が訓練の一手段なる以上、其種目は當然戦技スキーの重要課目と一致すべきものなり。

指導者は競技種目選定に方り左の諸項に留意すを要す、

- 1、決定種目に對する準備練習が、参加者の間に異常な熱意を以て開始せらるる事。

- 2、此の猛練習を、戦技スキーの何れの課目に集中せしむるか。
- 3、如何に規定すれば最も有効に且つ興味を伴はしめて訓練の目的を遂げ得るか。

4、如何なる弊害を伴ふか並にその弊害を如何に規定して除去するか。殊に危害豫防に關する徹底せる配慮。

左の如き考へに基きて種目選定に當るは不可なり。

- 1、記録作爲及競技型式の構成容易なり。
 - 2、興味多し。
 - 3、過度に保安に捉はれて退嬰に陥る。
- 又無雪季、無雪地に於ける総合戦技的競技を積雪上に於て行ふは、戦技スキーにありては避くるを要す。即ち戦技スキーは雪上戦闘素力錬成を目的とする訓練スキーなればなり、戦技スキーに於て行ふ総合演練は、訓練の最後の階程として行ふものにして、競技として行ふべきものにはあらず。総合戦技的競技を

雪上に於て實施する場合の弊害を一、二左に例示す。

- 1、競技中に射撃を行はしめたりとせば、その成績は當然總體成績の重要部分を占むるに至る。然る時は選手は此れが練習に多大の時間と精力とを集中する事必せり。従つて本來の戦技スキー訓練の犠牲尠しとせず。更に選手の射撃演練の爲めに要する弾丸は、勢ひ他の者に配當せられたるものを流用するの已むなきに至るのみならず、競技の爲めの射撃施設等に想ひ至らば、其弊や實に大なりと謂はざるを得ず。

2、斥候競走、傳令競走なる名稱を種目に附するは戦技スキーに於ては適當ならず。此の名稱を用ふる以上任務を興へ、且つ之れを完遂せしむる事を規定するを要せん。即ち斥候にありては搜索警戒の任務を興へ、最後に明確なる報告を提せしめたる後優劣を判定すべきものにして、傳令にありては迅速確實に傳達を了したる後勝敗を判定すべきものなり。戦技スキーは、斯くの如き條件を安んじて賦課し得るに至らしむる訓練スキーなり。

以上の如きは、軍隊スキー競技に於ては當然選定せらるべき種目なれども、之れを直ちに模して戦技スキー競技種目に加ふるは甚々適當ならざるなり。

戦技スキー競技と雖も総合訓練の内容を具ふるは勿論なれども、此の場合には狭義の総合即ち戦技スキーに於ける訓練諸項目の総合を意味するものにして、其の上に他の戦闘必須の諸技を課する所謂廣義の総合の意にあらず。

以上種目選定につき、特に廣義の戦技総合的種目の選定の妥當ならざる所以を縷説せるは、從來此の誤りを指摘せられたる事なく、無批判に繼承して疑はず、戦技スキー競技の本來の使命を果さしめざる憾ありしが故なり。

青少年なるが故に、軍人よりも負荷量を減じ、或は實彈射撃を狭窄射撃とせば可ならんとするが如きは、戦技スキー並にその競技の意義目的を全々解せざるものと謂ふべし。又實彈射撃と狭窄射撃とを同一の目的を有つと解するは、愧づべきなり。

指導者は競技種目の選定に方つては、その適否の訓練に及ぼす影響の重大なるを

想ひ、努めて慎重なるを要す。

第二節 計畫、實施

一、競技規定は、戦場に於ける行動を想起し、且つ軍人としての嗜みの培養を意圖して構想し作爲するを要す。

二、規定の作爲困難の故を以て或は危険を疑惧して、訓練上の必要に基いて選定せる種目を削除するが如きは、努めて避くるを要す。例へば夜間訓練は戦技スキーに於て最も重視するが故に、夜間競技は戦技スキー競技には缺くべからざる種目なり。晝間競技に比して危険の伴はんを疑惧して之れを除かんとするは不可なり。此の危険を克服するに至らしむるもの即ち夜間訓練にして、夜間訓練助勢の使命を有するもの即ち夜間競技なればなり。而して平坦或は緩傾斜地にて一軒以下の直線コースを選び、警戒員を密に配置する等規定の工夫による

危害豫防は必ずしも難事すべきにあらず。此の創意工夫の熱意と努力とは、計畫指導者に賦課せられたる最も重要な責務なる事を銘肝すべし。

三、計畫指導者は、各参加選手並團體に同一條件を與ふる事に關しては細心の注意を拂ふべし。

四、審判、判定に方つては公平を期するは謂ふを俟たざるも、更に戦技スキー競技の意義、目的に悖らざる如く特に慎重なるを要す。

五、服装は雪上の諸行動に堪ふるものたらしめ、且つ八疋以上を負荷せしむるを要す。スキーは一米八十五糎を使用せしむべし。但長身者には一米九十五糎を使用せしむるも可なり。

六、團體的競技は、決勝點に全員揃つて到着するを以て足れりとせず、途中當に一團となつて互助協力せしむる如く規定し、團體競技の意義を徹底せしむるを要す。

第三節 選手の心得

一、選手は在戦場の觀念及軍人としての心構へを常に堅持し、熾烈なる攻撃意力を以て敢闘すべし。

二、選手は己が参加種目を任務と心得、如何なる支障に遭遇するも、審判者の命なき限り挫折棄權すべからず。

三、選手は決勝點に入るも、毅然として、皇軍の要員たんとする青少年の矜持を失ふべからず。

四、選手は規定の有無に拘はらず、己が参加種目の意義目的を確把し、苟くも之れに悖るが如き行爲あるべからず。

五、選手、自己の責任にあらざる不利なる條件に遭遇せる場合は、其の事情を審判者に報告し、絶対に不満を表明すべからず。此の精神は皇軍々人の嗜みにして、皇軍精強の一重要素なる事を深く銘すべし。

- 六、選手出場に方つては、スキー特に縮具を點檢し、装具の装着を堅確にし、競技中の裝備故障を恥辱とすべし。
- 七、選手は競技に關しては、計畫者、審判者に對し、絶対に服従すべし。」

附 録

第一、雪 崩

雪崩は豫想作戰地に於けるよりも、寧ろ本邦積雪地方に於ける戰技スキー訓練上最も顧慮すべき問題にして、指導者は之れが對處に關して十分研鑽を積み、極力之れが災害を避くるを要す。即ち茲に雪崩に關して概説し、指導者の參考に資する事とせり。

一、發生の原因

降雨、日射等により積雪面の均衡を破りたる場合に發生す。

二、種類

新雪雪崩、濕潤(雪)雪崩、板狀(雪)雪崩、底雪崩あり。

- 1、新雪雪崩 新雪積り過ぎたる際に發生す。波の如く煙の如く落下す。
- 2、濕潤(雪)雪崩 日射、降雨其他による融解のため摩擦力減じて發生す。
- 3、板狀(雪)雪崩 風力、人力等により板狀に罅入り割れて落下す。
- 4、底雪崩 地熱其他に原因され積雪と地面とに空隙を生ずる事に因りて發生す。

三 發生し易き時及場所

降雪直後の急斜面に於ては、斜面の方向如何に拘らず積雪多量の場合は發生す。

又降雪中と雖も風が止む時は、發生することあり。夜間音もなく降りつづけたる翌朝等は特に注意を要す。

快晴の續きたる後も、濕潤雪崩が發生し易きを以て、警戒を要す。特に南向の急斜面は最も危険なり。

風當り弱き斜面にては板狀雪崩發生し易し。斯の如き斜面をスキーにて通行中、ピビツと遠方まで雪面に罅入る時は、速かに避難すべし。而して斯の如き斜面をスキーによる横斷は嚴禁すべきは勿論、徒歩にても避くべし。

蒸し暑き日の午後、降雨時、強風の吹く日等に於ける急斜面の行動は努めて避くるを要す。

嚴冬季は主として新雪雪崩、板狀雪崩發生し、春近き溫暖時は濕潤雪崩、底雪崩最も多し。日當り良き急斜面は春季に底雪崩を發生し易きを以て通過すべからず萬一通過の必要起りし場合は日出前を選ぶべし。

底雪崩は多くは毎年同一個所に發生するものなるを以て、地元の者又は經驗深き

者より状況を聴取したる後行動すべし。降雨又は濃霧のため視界利かざる際は急斜面の行動を絶対に避くるを要す。

雪庇を有つ細き尾根は雪崩發生の危険濃厚なり。風の強き時又は快晴の午後、降雨の後等には雪庇の出でたる斜面を横切るべからず。

四 危険區域の通過

雪崩發生の恐れある危険なる場所は全員同時に行動することを嚴禁すべし。一乃至二名づつ順次通過し、他の隊員は安全なる個處にて待機しつつ、斜面の上方と通過者の行動とを警戒、注視すべし。萬一上方に於ける雪面の状態に變化を生ぜし場合には、直に大聲にて通過者に注意を與ふべし。危険區域外に通過し終りし隊員は、其の地點より斜面と通過者との看視をなす。

危険斜面を通過する場合は、努めて斜面の上部を選びて通過するを要す。

この場合スキーは直に脱し得る如くに處置し、背負袋も直に肩より脱し得る如く處置し置くを要す。而して滑降姿勢は安全確實を第一とし兩杖を一束にして山側に於て制動し可及的に早く危険區域外に滑走するを要す。斜面途中に於て轉倒又は急激なる廻轉、停止は極力避くべし。危険區域通過に方り雪崩紐を使用するは可なり。

雪庇を杖にて突き又は雪庇の上を通過することは極力避くべし。

雪庇と尾根の繼目には雪隙ありて新雪に覆はれ見えざる場合多し。注意を要す。

五 雪崩に襲はれたる場合の處置

雪崩の危険信號を受けたる場合、雪崩の縁邊にある隊員は全速力にて區域外に逃るるを要す。而して區域外にある隊員は巻き込まれたる隊員を見失はざる如く注視し、雪崩停止せば直に救出作業に取りかかり得る如く準備をなし置くを要す。

雪崩發生の場合、隊員は即座に自己の位置を見、足下より起りたる場合又は雪崩の上部に居る場合には、山側に深く杖を突き刺して身體を確保せば、難を避け得る事あり。

上方より雪崩襲來せる時は、直に背負袋を投出しスキーを脱すべし。スキー又は重量のある背負袋は雪崩に對して抵抗力大なるを以て、捻挫、骨折の原因となり且つ雪崩の底に引き込まれる原因をなすものなり。

背負袋を投出しスキーを脱したる後は、水中を泳ぐ如く激しく手足を動かさしつゝ極力雪崩の表面又は側面に出づる如く努むべし。新雪雪崩は鼻、口に雪入り窒息することあり。之れに對する處置をも考慮するを要す。

六 救出法

危険區域外にある隊員は狼狽する事なく、遭難隊員の姿を見失はざる如く注視す

べし。遭難者は、其の姿を消したる地點と、遭難者を埋没せしめたる雪塊の止りたる位置との間に、必らず埋没しある筈なり。

雪崩停止せば、救出し易き者より直に掘り出すべし。又埋没せる隊員の身體又は所持品の一部にても露出しあらざるやを観察し、發見せば直に其の附近を掘り起すべし。何物をも發見し得ざる場合は、残れる隊員は一列横隊となり、杖又は棒を雪面に突き刺しつつ行進し、手應へを調査すべし。

埋没者を發見せば、第一に呼吸穴を作りて窒息を防ぎ、掘り出したる遭難者若し意識なき時は人工呼吸を試むべし。長く埋没しありし者は凍傷に冒され居る場合多し。故に掘り出したる時、直に火氣に近寄することなく雪等にて摩擦すべし。

隊長遭難したる場合は、古參者は隊員を指揮し敏速に機宜の處置を構すべし。救援を求むべき場合は熟練者を二名以上（隊員の數によりて異なる）派遣すべし。雪中にても約三時間、長きは一日生存しありし例あるを以て、救出作業は可及的長時間に亙るを要す。

遂に發見するに至らずして現場を去る場合に於ても、遭難者の埋没せる地點に明確なる標識を樹て、爾後の救援に便するを要す。

第二 作業の參考

本篇は戰技スキー訓練上特に必要とすべきものにはあらざれど、指導者の作業指導上の參考に供せんとして附録せり。(廣瀬勝滋大佐の記録に據る)

一 作業指導上の注意

1、作業は全人員が全作業を同時に開始し、全員絶へず活動し、作業勞力平均し

- 同時に終了するを理想とす。然れども全區域に互り各種各様の作業を実施する事多きを以て、不充分なる器具を最有效に使用し得る如く工夫計畫するを要す。
- 2、作業開始に方つては、饒説を避け、最少限度の説明注意を與へて着手せしめ、爾後必要に應じ逐次命令、注意を與ふるを要す。之れが爲めには、豫め周密なる計畫を立て經始等を腹案しておくを要す。
- 3、要すれば器材係を設け、器具の整理に當らしめ又器具使用後塗布すべき油を携行せしむ。

二 圓匙(シャベル)の使用法

- 1、掘雪操作 (完全なる粉雪の場合も之れに準じて行ふ)
- 操作には右手前と左手前とあり。右(左)手前を以て掘雪するには、投雪の方向に對し半左(右)向けをなし、左(右)足を約半歩後方に踏み開き、同時に左

(右)手を以て圓匙の柄の末端を、右(左)手を以て其の下方を握り、鐵部の凹部を前にし、之れを右(左)足先の傍に立て、次で硬雪に近き雪質の場合は右(左)足を鐵部の肩に當て、掘雪の位置を注視しつゝ、體重を利用して一舉に鐵部を踏み、十分に雪中に没入せしむ、(軟雪の場合は足を鐵部の肩に當つることなく、體重のみを利用す)。踏み込み終れば、右(左)足を舊位に復し(軟雪の場合は此の動作なし)、右(左)手を移して鐵部に近く柄を握り、左(右)手を以て圓匙の柄を下方に壓して投雪の操作に移る。

掘雪は通常工區の一端より他端に、又前方より後方に及ぶ如く整然として實施し、第一層の掘り取りを終らば、一旦散亂せる土を整理したる後、次層の掘雪に着手するものとす。又各層は成るべく之れを鱗次形に掘取するを可とす。是れ掘雪量を増加し且投雪に際し圓匙を安定するに利あればなり。

2、水平投雪

水平投雪の操作は各自の體格に應じ、必しも一樣ならしむるの要なきも、概ね

左の要領による。

右(左)手前にて投雪するには、掘雪するや直ちに右(左)手を支點とし、左(右)手を下げ、圓匙の先端を稍々前方に推進扛起せしむ。此の際腰は屈まり體重は稍々多く右(左)脚に掛り、且つ圓匙の方向は、概ね投雪すべき方向に指向せらるゝものとす。

次で雪の重さを利用し兩臂を伸したる儘、殊更に腰を張り又捻轉することなく圓匙の柄が概ね垂直になる迄之れを後方に引く。次に其の反動を利用したる儘自然の弧に従ひ、漸次力を加へつゝ之れを前方に振り出し投擲す。此の際左(右)手を軽く握り締め、右(左)手を以て圓匙の方向を維持し、腰と膝とを充分伸し、且つ體重の大部分は右(左)脚に掛くるものとす。

投雪の回数は、毎分概ね八、九回を標準とす。

3、垂直投雪

垂直投雪の操作は水平投雪の要領に準ず。但し圓匙を振り出す操作の終に於て、

兩臂に力を加へ、稍々深く下方に彎曲せる弧を描きつゝ、圓匙を上方に振り出し、右（左）手の力を抜き、雪を上方に投擲するを異れりとす。

三 十字鍬及鶴嘴の使用法

十字鍬及鶴嘴は圓匙と併用して、硬雪、堅雪、凍結土の掘開に使用す。然して十字鍬は雪質、土の凍結の度合により尖端或は刃部を用ふ。

十字鍬を用ひ右（左）手前にて掘開するには、先づ兩足を約半歩左右に踏み開き左（右）手を以て、柄の端末を、右（左）手を以て左（右）手の前方に於て略々肩幅の所を握り、次で左の如く操作す。

第一動、兩手を以て十字鍬を高く頭上に振り上ぐ。此の際柄は略々體の中央にあり、又體の各部は十分伸張せられあるものとす。第二動、眼を打ち込むべき位置に注ぎ、十字鍬を下ろすと同時に膝を下げ上體を僅かに前方に傾け、力を加へて

鐵部を雪（凍土）中に打ち込む。此の際右（左）手は左（右）手に近く移しあるものとす。第三動、兩手に力を加へ、腰を張り、膝を伸し、柄の末端を扛起して雪（凍土）を掘取す。此の際右（左）足を少しく前進するを可とすることあり。

十字鍬を使用するときは、尖部は工區の前方より逐次後方に、刃部は其反對に後方より前方に掘開使用す。

掘開の爲め十字鍬を打ち込むべき間隔は、適宜雪質（凍土の度合）に應ぜしむ。鶴嘴は十字鍬の用法に準ずるも、雪質（凍土の度合）に依り柄を前方に傾斜せしめて打ち込むを利とする事あり。此の場合は手前の足を少しく前方に位置せしむるを可とす。

四 鋸の使用法

1、鋸は臂力のみ依る事なく、全身の力を利用する事必要なり。

2、鋸は正しく所望の方向に挽截するを要す。

左(右)手にて小身際近く柄を握り、右(左)手にて柄の後端を握り、鋸身を以て挽截せんとす面に一致せしむる如く鋸を保持し、顔の中央部即ち鼻梁線を之と同一平面にあらしめ、右眼にて右側齒列を、左眼にて左側齒列を等しく見る如く挽截線に注目す。若し顔を一侧に傾け鋸の一面のみを見る時は、鋸は其の方側に偏倚するものとす。

3、鋸は常に其身の全長を用ひ、且つ之れを直線的に進退し、前進は軽く之れを推進し、後退には十分力を加へて引くものとす。弧狀に進退する時は、鋸齒は不平均なる抗力を受け、折損又は變歪を生ず。又過度に前進に力を加ふるは良からず。挽き終りに際しては、鋸の進退を小にし稍々軽く挽くを可とす。餘力により鋸身の先を地に突かざるの注意を要す。

4、鋸は材と約四十五度の方向を保たしめて操作する事緊要なり。

5、樹脂多き材を挽截する時は、時々鋸身に石油等を塗布するを可とす。但使用

後は常用礦油にて充分手入を要す。

五 樹木伐採

樹木伐採法は鋸のみに依るもの、斧のみによるもの及鋸斧を併用するものの三あり。又細き樹木の伐採には、手斧或は鉞を用ふ。

本項にては徑約三十糎以下の樹木の伐採法を示す。

1、鋸のみに依る法

倒さんとする側の反對側より鋸を用ふ。

此れは概ね徑二十糎以下のものに適用す。

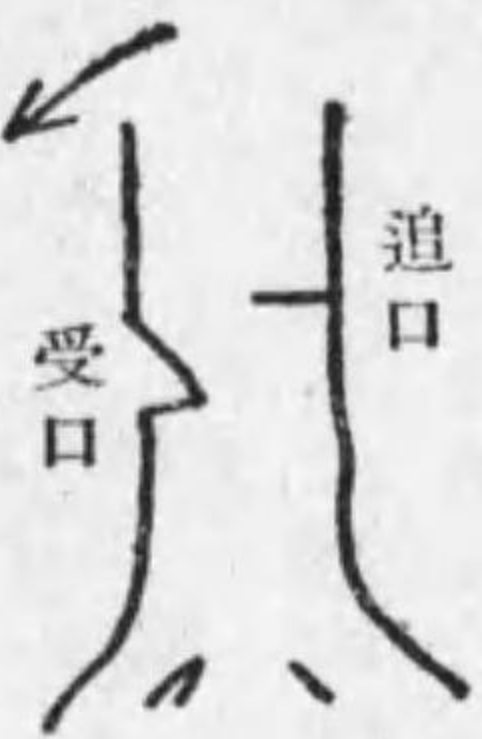
2、斧のみに依る法

倒さんとする側に斧を以て樹幹の中心に向ひ設けたる刻み口を受口と云ひ、其の反對側に設くる刻口を追口と云ふ。刻口の形狀は、其の斷面を弧狀ならしめ

其の深さは樹形及伐倒の方向に依り差異あるも、受口は概して樹心を過ぐる程度に深からしむ。追口、受口は概ね地上約三十糎にて、上圖の如き關係位置に設く。樹木の將に倒れんとするに方つては、作業手及附近に在る者は、木の倒るゝ方向と直角をなす方向に退避す。

此の方法は中徑大なるものに用ふ。

3、鋸、斧併用に依る法



共に退避を便にするを要す。列風中の伐採は特に危害豫防に配意するを要す。

2、に準ずるも、追口に鋸を用ふ。受口の深さは、樹形上自然に倒れんとする方向に倒さんとする場合は中徑の四分の一乃至三分の一ならしめ、其の反對方向に倒さんとする場合及樹形整正の場合は、更に之れを深からしむるを可とす。伐採作業に方りては、先づ附近を清掃し、作業を便すると

六 結 網 法

1、接ぎ合せ方



綱(繩)の接ぎ合せには、引解結、八重結、織工結等を用ふ。

引解結は主として太さ相等しき二綱の結合に用ふ。

八重結は主として太さ相等しく、蛇口を有せざる各綱端を接合するに用ふ。

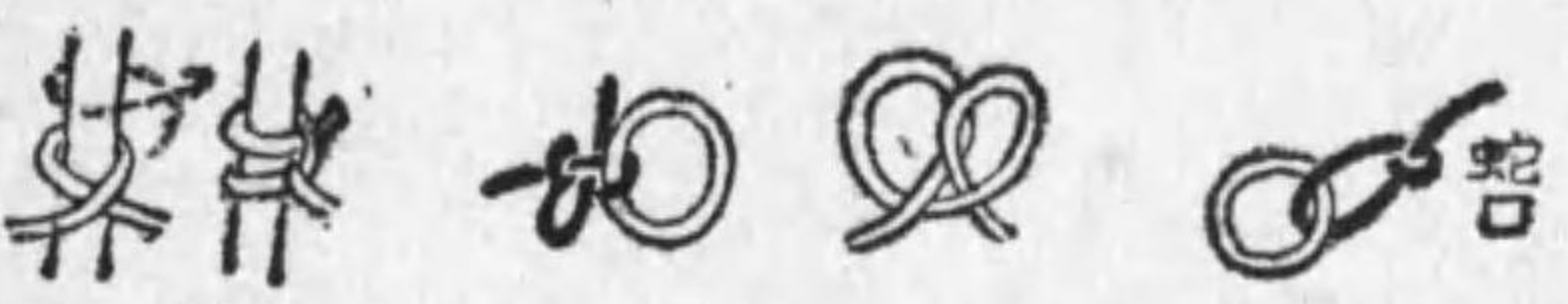
織工結は主として太さ相異なる二綱の結合に用ふるものにして、其接合を戻弛せしめんが爲めには、各綱の餘端に數個の鈎を作り、之れを綱身に纏繞し或は小綱を以て餘端を綱身に結束す。

2、結び着け方

結び着け方には蛇口結、模合結、舟手結、雲雀結、副結等あり。

蛇口結は結束の初めに於て、綱端に蛇口を有するとき適用し得る方法なり。

模合結は綱身を緊張しつゝ綱の一端を物體に結着するに用ふ。



舟手結は綱を移動せざる如く杭等の周圍に結着するに用ふるものにして、豫め環を作りて杭頭等に通し、或は綱端を杭等の周圍に纏繞して緊縮す。



雲雀結は半折せる綱繩を杭、環等に結着するに用ふ。



副結は既に緊張せる本綱に、枝綱を結着し或は綱を以て長大なる重き材を牽引する等に用ふ。

3、結び

綱(繩)に依り結束を行ふには、其杭力と用所とに應じて長さを定め、強き綱(繩)に在りては一條を以てし、藁繩及細き綱等に在りては二條を以てす。

何れの場合に在りても、綱の各部は平等に緊張し且つ互に捻重することなく、各部同等の效力を有せしむることに注意すべし。之れが爲め角材なる時は稜角毎に、又丸太なる時は一纏回毎に力を加へて緊縮するを要す。

結束に於ける最切の結着には、通常蛇口結を用ふ。蛇口結は確實にして且つ綱身の長さを損する事少し。結束に於ける最後の結び止めは、模合結の要領に依

り緊結するを可とす

目次

戰技スキー訓練要項終り

昭和十九年二月五月初版印刷
昭和十九年二月十月初版發行

戰技スキー訓練要項
定價 金七拾錢

編纂並 發行者 財團 大日本體育會
(代表者 郷 隆)

印刷者 東京都日本橋區兜町三丁目二番地
(東東九一七) 山 端 通 雄

配給元 東京都神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

發行所 東京都神田區駿河台四丁目六番地
財團 大日本體育會
(日本出版會々員番號二一六〇九八號)

出版會承認い410202號
(3,000部)

所 版
有 權

發賣所 東京都日本橋區通三丁目一番地
成 美 堂 書 店

982
41

終

¥0.70